令和３年５月２７日開催

調停委員協議会机上配布資料目録

１　協議会日程

２　協議員等名簿

３　協議問題

４　民事局長説明

５　家庭局長説明

６　令和２年度調停事件統計資料

７　民事調停委員の技能向上に係る取組

８　家事調停委員に対するアンケート結果

資料1

調停委員協議会日程

時刻	項目
１３：３０	開会告知 事務総長挨拶
１３：３５	協議（民事調停関係）
〃	調停委員が必要とする技能及びその向上を図るための方策等について
１４：５０	休憩
〃	
１５：０５	協議（家事調停関係）
〃	今後の調停運営の在り方について
１６：５５	閉会告知

令和３年度調停委員協議会協議員等名簿

１　協議員

東京地方裁判所	民事調停委員	中村正明
東京家庭裁判所	家事調停委員	小寺茂樹
横浜地方裁判所	民事調停委員	延命政之
横浜家庭裁判所	家事調停委員	大隅正寿
さいたま地方裁判所	民事調停委員	荒木直人
さいたま家庭裁判所	家事調停委員	岩下　保
千葉地方裁判所	民事調停委員	佐々木修陽
千葉家庭裁判所	家事調停委員	曽根田　満
大阪地方裁判所	民事調停委員	田川直之
大阪家庭裁判所	家事調停委員	市橋良子
京都地方裁判所	民事調停委員	吉田誠司
京都家庭裁判所	家事調停委員	澤田　孝
神戸地方裁判所	民事調停委員	白井俊美
神戸家庭裁判所	家事調停委員	河合英樹
名古屋地方裁判所	民事調停委員	安井信久
名古屋家庭裁判所	家事調停委員	今村憲治
広島地方裁判所	民事調停委員	小西秀宣
広島家庭裁判所	家事調停委員	飯岡久美
福岡地方裁判所	民事調停委員	木村元昭
福岡家庭裁判所	家事調停委員	永松健幹
仙台地方裁判所	民事調停委員	宮部　剛
仙台家庭裁判所	家事調停委員	鈴木由美
札幌地方裁判所	民事調停委員	神谷奈保子

札幌家庭裁判所　家事調停委員　浅水　正
高松地方裁判所　民事調停委員　宮崎浩二
高松家庭裁判所　家事調停委員　鎌倉克英

2　最高裁判所係官

最高裁判所事務総長　中村　愼
最高裁判所事務総局民事局長　門田友昌
最高裁判所事務総局家庭局長　手嶋あさみ
最高裁判所事務総局民事局第二課長　渡邉達之輔
最高裁判所事務総局家庭局第一課長　戸苅左近

3　参列員（裁判所）

東京地方裁判所部総括判事　田中一彦
東京家庭裁判所家事次席家庭裁判所調査官
鎌田耕一
大阪簡易裁判所主任書記官　池田雅一
大阪家庭裁判所家事首席書記官　梅村哲也
京都家庭裁判所部総括判事　小池覚子
名古屋簡易裁判所判事　河野文孝

4　参列員（日本調停協会連合会）

日本調停協会連合会理事長　土屋文男
日本調停協会連合会副理事長　江口十三郎
日本調停協会連合会副理事長　大澤英雄

資料３

令和３年度調停委員協議会協議問題

１　民事調停関係

（協議問題）

審理期間の長期化傾向及び成立率の減少傾向といった民事調停が直面している課題の原因は，どのような点にあると考えられるか。その原因を踏まえると，当事者から必要な情報を聴取することや当事者等を調整，説得する役割を担う調停委員は，充実した調停運営を実現するために，どのような技能を，どのような方策により習得すべきか。

（出題理由）

(1)　民事調停は，公正かつ合理的な解決を図り得るだけでなく，手続の簡易迅速性や非公開性，手続費用の低廉性，傾聴と社会常識に基づく条理にかなった解決といった様々な利点を有する紛争解決手段として機能してきた。このような役割を今後も全うしていくためには，法律の専門家である調停主任と民間の有識者である調停委員によって構成される調停委員会が，多様な専門性を有するという構成の特徴を生かしつつ，充実した調停運営を行い，合理的な審理期間で当事者にとって納得度の高い紛争解決を図ることが求められる。しかしながら，近時の民事調停事件は，新受事件数の緩やかな減少傾向が継続している中で，審理期間の長期化傾向や成立率の減少傾向が見受けられる。その原因は，どのようなところにあると考えられるか。

(2)　より良い調停運営を実現するためには，こうした原因分析に基づいて，必要な技能を習得し，向上させ続けていくことが重要である。令和元年度の調停委員協議会においては，効果的なオン・ザ・ジョブ・トレーニング（ＯＪＴ）の在り方や従前の各種研修等の問題点，改善策についての実情や各庁の工夫例等を中心に議論が展開された。また，令和２年度においては，新型コロナウイルス感染症の影響により，調停委員協議会及び調停運営協議会を中止せざるを得

なかったが，その代替措置として実施した研修をテーマとした各地の調停委員に対するアンケート結果を分析すると，調停委員の研修に関する課題としては，研修の企画立案に関するもの及び裁判所と調停協会が主催する各種研修の連携に関するものが考えられることが明らかとなった。

(3) そこで，令和３年度の調停委員協議会においては，民事調停事件が直面している課題の原因がどのような点にあるかについて協議した上で，それも踏まえて調停委員が必要とする技能について認識を共有し，その技能の向上を図っていくための方策，具体的には，前記アンケート結果を踏まえた研修の在り方を中心とした協議を行い，これと両輪の関係にあるＯＪＴについても協議することとしたい。

以上を踏まえた具体的な協議事項は，別紙第１のとおりである。

２　家事調停関係

（協議問題）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を一つの契機として，各庁においては，今後の調停運営の在り方について，現状の調停運営を当然のものとすることなく，調停の本質・利点に立ち返った上で根本から見直し，今の時代や利用者のニーズに即したより良いものに改善していくことを目指して，検討と実践が積み重ねられているところである（以下「本取組」という。）。そこで，本協議会では，調停委員の主たる役割である事情聴取・調整を切り口として，調停の本質・利点を維持しつつ，利用者のニーズを反映した，より合理的かつ充実した調停運営を実現するために調停委員が果たすべき役割について協議したい。

（出題理由）

(1) 本取組については，本年１月から２月にかけて高裁単位で実施された家事事件担当裁判官等協議会においても協議事項として採り上げられ，各庁における検討・取組の状況や，その中で見えてきた課題及びこれに対する具体的な克服

策の実践例等が共有されたところである。この協議の中でも，本取組の円滑かつ実効的な実践のためには，調停のフロントラインに立ち実際に調停運営を行う調停委員との協働が不可欠であるとともに，本取組の効果や課題についての調停委員の意見や受け止めを共有することは，検討を深化させ本取組の実践を本格化していく上での重要な契機となるとの指摘がなされた。

(2) そこで，本協議会においては，新たな調停運営の在り方の検討について，調停委員が主たる役割を担う事情聴取・調整の側面を中心に，まずは，本取組についての調停委員の視点からの率直な受け止めを伺いたい。また，調停の本質・利点や利用者のニーズ，調停の基本的価値として挙げられることの多い「傾聴」の目的や意義について，調停のフロントラインに立つ調停委員ならではの視点も踏まえて意見交換を行い，調停運営について，何を変え，何を守るべきか，また，調停の基本的価値を損なうことなく，合理的かつ充実した事情聴取・調整を実現するために調停委員が果たすべき役割等について協議したい。さらに，的確かつ効果的な事情聴取・調整を行うための各庁における様々な方策・工夫を紹介してもらい，かかる方策・工夫の効果や課題等についての，調停委員から見た当事者の受け止めも含めた率直な意見を伺いたい。

以上を踏まえた具体的な協議事項は，別紙第２のとおりである。

（別紙第１）

民事調停関係協議事項

協議事項　調停委員が必要とする技能及びその向上を図るための方策等について

第１　調停委員に求められる技能について（２０分）

１　近時の民事調停の課題として，審理期間の長期化傾向及び成立率の減少傾向が見受けられるが，その原因は何か。事件の内容や当事者等について感じられる変化はあるか。

２　民事調停の課題を踏まえて，調停委員に求められる技能はどのようなものか。特に経験の浅い調停委員が向上させるべき技能はどのようなものか。

第２　調停委員が必要な技能向上を図る方策について（３５分）

１　調停委員として技能向上にも意識を向けつつ，日常の執務に当たることができているか。

２　経験の浅い調停委員に対する，オン・ザ・ジョブ・トレーニング（ＯＪＴ）に際し，経験のある調停委員にはどのような役割が期待されているか。

３　研修の企画・実施に関する実践例及び望まれる工夫例としてどのようなものがあるか。

・　研修テーマの選定方法について

・　研修参加者の固定化を防ぎ，幅広い参加者を確保する方法について

・　効果が高い研修手法の実践例及び望まれる工夫例について

４　裁判所と調停協会の連携について，どのような手法が望ましいか。

５　その他

※　かっこ内は，各事項に係る協議時間の目安である。

（別紙第２）

家事調停関係協議事項

協議事項　今後の調停運営の在り方について

第１　コロナ禍を一つの契機とした調停運営の在り方の変化とそれに対する調停委員としての受け止めについて（２５分）

１　所属庁における期日の持ち方や所要時間，事情聴取・調整を中心とした調停手続の進め方等，調停運営の在り方は本取組を受けて具体的にどのように変化したか。

２　１の具体的な変化等を踏まえ，調停委員として本取組についてどのように感じているか，裁判所側からの本取組についての説明の内容やそれに対する調停委員としての受け止め，本取組に対する率直な感想や考え。

第２　調停の本質・利点や利用者のニーズについて（３０分）

１　調停のフロントラインに立つ調停委員として，調停の本質や利点とはどのようなものであると考えるか。

２　調停の利用者が調停手続に期待しているもの（ニーズ）はどのようなものであると考えるか。また，利用者のニーズは，今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大も含めて，時代や社会情勢等により変化していると感じるか。変化があると感じる場合には，どのように変化していると感じるか。

３　１及び２で挙げられた様々な調停の本質・利点や利用者のニーズについて，それらをどのように整理し，具体的な実践に反映させるか。

第３　調停の本質・利点や利用者のニーズを踏まえた合理的かつ充実した事情聴取・調整の在り方，課題，克服策等について（４５分）

１　事情聴取・調整の場面において，「傾聴」が重要な要素として挙げられることが多いと思われるが，「傾聴」の意義や目的は何であると考えるか。

2　１の意義や目的に照らして，調停手続での「傾聴」とは具体的には何をすることであると考えるか。

3　調停の基本的価値を損なうことなく，事情聴取や調整の焦点を的確に定め，合理的かつ充実した事情聴取・調整を行うために調停委員が果たすべき役割はどのようなものか。

4　各庁でなされている，的確で効果的な事情聴取・調整の実現のための具体的な取組について，当事者の受け止めも含め，調停委員から見た効果・課題や考えられる当該課題の克服策。

※　かっこ内は，各事項に係る協議時間の目安である。

民事局長説明

１　民事調停事件の概況について

令和２年の全国の裁判所における民事調停事件の新受件数は，調停事件統計資料第１表のとおり３万０７２３件となっている。全国の民事調停事件の新受件数は，平成２４年以降，特定調停事件については一時的に増加傾向に転じた時期もあったが，全体として，緩やかな減少傾向を示している。次に，事件処理の状況については，同資料第８表のとおりであり，令和２年の既済事件総数のうち，調停成立が約２８パーセント，調停に代わる決定が約３０パーセントとなっており，同資料第１０表記載のとおり平均審理期間の長期化傾向という気掛かりな要素もあるものの，多くの事件において実質的な紛争解決が図られていることがうかがわれる。これは，本日御出席の皆様方を中心とした調停委員の皆様の日頃の御尽力の賜であり，また，新型コロナウイルス感染症との忍耐を強いられる戦いが続く中，感染防止対策を適切に講じながら安定的に調停事件を処理できているのも，調停委員の皆様による様々な形での御協力があってこそのものである。この場をお借りして改めて感謝申し上げる。

２　民事調停の運営について

民事調停は，公正かつ合理的な解決を図り得るだけでなく，手続の簡易迅速性や非公開性，手続費用の低廉性，傾聴と社会常識とに基づく条理にかなった解決の可能性といった様々な利点を有する手続である。これらの利点を活かすために，法律の専門家である調停主任と民間の有識者である調停委員によって構成される調停委員会が，多様な専門性を有するという構成の特徴を生かしつつ，充実した調停運営を行い，合理的な審理期間で，当事者にとって納得度の高い紛争解決を実現していくことは，これからも民事調停が紛争解決手続として選択され，その役割を果たしていくために必要不可欠な営みである。さらに，昨今の社会経済情勢の変化等を反映して，複雑・困難な事件が増えており，国民の期待に応えた役割を果たすために調停の質の向上を図るという観点から，当事者から必要な情

報を聴取することや当事者を調整・説得する役割を担う調停委員において，法律知識も含めて，充実した調停運営を実現するための様々な技能を習得し，向上させ続けていくことが重要である。このような観点から，令和元年度の調停委員協議会及び令和２年度の調停委員協議会の代替措置として実施した調停委員へのアンケートでは，それぞれ，調停委員の技能向上のための方策の一つである研修をテーマとして取り上げ，調停委員が必要とする技能及びその向上を図るための方策について，その実情やあい路の検討等を行い，所属庁を通じるなどして調停委員の皆様にもお伝えしてきたところである。

本日の協議会には，各庁において，指導的な役割を果たしている調停委員の方々に御出席いただいている。皆様方には，民事調停事件が直面する課題について認識を共有していただいた上で，調停委員が必要とする技能及びその向上を図るための方策について，これまでにお伝えしてきた内容も踏まえ，積極的な意見交換を行っていただきたい。また，各高等裁判所でこの秋に実施が予定される調停運営協議会の機会なども利用し，本日の成果を各庁の調停委員の皆様へ還元するなどして，民事調停手続の適切な運営と更なる発展のため，引き続き，御協力いただきたい。

家庭局長説明

1　家事調停事件の概況について

令和２年における家事調停事件の新受件数は，御手元に配布した調停事件統計資料第１表のとおり，令和元年と比べて約５０００件減少しているところ，これは新型コロナウイルス感染症の影響による国民の外出自粛や社会経済活動の停滞も一因ではないかと考えられる。

令和２年の家事調停事件の既済件数も，第２表のとおり，約１２万４０００件と令和元年に比べて約６０００件減少しているところ，これも，新型コロナウイルス感染症感染拡大それ自体による影響のほか，とりわけ当初の緊急事態宣言の発出とこれに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。終局区分別にみると，既済件数のうち調停成立が占める割合は約４８パーセントであり，ここ１０年で初めて５０パーセントを下回った。もっとも，令和元年と比較して，「その他」の事由により終局した割合が増えているところ，第１８表に照らすと，これは主として調停に代わる審判がされた事件数の増加が原因と考えられる。このようなことからすると，調停成立率の減少は，新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえて，当事者間で実質的な合意に至った事件についても，当事者の出頭負担を軽減する観点から調停に代わる審判を活用するなどしたことも一因となっていることが考えられる。未済件数が昨年８月をピークに順調に減少していることも含め，通常の調停進行がままならない中，調停委員の皆様が紛争解決のために工夫をこらし，限られた期日の中で充実した手続進行に御尽力された賜物と思われる。

第２０表の審理期間について見ると，令和２年の既済事件の平均審理期間は７．２か月となっており，令和元年と比較すると０．９か月程度，さらに，１０年前である平成２３年と比較すると２．４か月程度伸びている。当事者の対立が激しいなど，解決までに時間を要する複雑困難な事件の増加が影響していることに加えて，先述のように新型コロナウイルス感染症感染拡大による期日取消等の影響

があると考えられるが，調停運営の在り方自体にも改善の余地がないか不断に問いかける必要があると考えられる。

2　家事調停の運営について

令和２年は，コロナ禍の影響により，以前のような調停進行ができない中，調停委員の皆様におかれては大変な御苦労と工夫を重ねられた一年間であったと拝察している。家事調停の運営については，これまでも，家事事件手続法の趣旨に則り，当事者の納得・信頼を得られる調停運営を実現すべく努力が重ねられてきたが，新型コロナウイルス感染症感染拡大により，調停運営についても感染拡大防止をも念頭に置いた今までとは異なる工夫が求められる中で，それを一つのきっかけとして，全国の家庭裁判所において，利用者のニーズや調停の本質的な良さを改めて見つめ直して，調停運営をより一層充実・改善させようと様々な取組が行われているものと承知している。この取組は，調停委員の皆様を始めとした関係職種，さらには当事者・手続代理人も含めた調停に関わるすべての者がその趣旨をしっかりと共有してその手続に臨むことで，初めて実現されるものである。その意味で，調停のフロントラインに立ち実際に調停運営を行う調停委員の皆様の本取組に対する期待や懸念など忌憚のない御意見をお伺いし，取組の効果を検証して更に検討・実践を重ねていく上での参考とさせていただくことは，本取組の円滑かつ実効的な実践のために必要不可欠であると考えている。

本日は，こうした観点から，まずは，本取組についての調停委員の皆様の率直な受け止めを伺った上で，調停の本質・利点や利用者のニーズ，調停の基本的価値として挙げられることの多い「傾聴」の目的や意義について意見交換を行い，これらの調停の基本的価値を損なうことなく，限られた時間の中であっても充実した事情聴取・調整を実現するための具体的な調停運営の在り方について，各庁での具体的な工夫例やその課題等の御紹介も交えながら，協議を行いたいと考えている。当事者と直接向き合い，適切妥当な紛争解決のために日々工夫を凝らし御尽力されている調停委員ならではの視点から積極的に御意見を述べていただく

ことを期待している。

令和2年度調停事件統計資料

資料6

1 全調停事件関係

第1表 調停新受事件数

区分 年	調停新受総件数	民事調停新受件数	家事調停新受件数
平成23年	212,286	74,896	137,390
24年	197,664	55,862	141,802
25年	187,196	47,596	139,600
26年	181,102	43,862	137,240
27年	181,641	40,760	140,881
28年	179,911	39,191	140,720
29年	175,291	35,939	139,352
30年	169,850	34,019	135,831
令和元年	169,353	32,919	136,434
2年	161,743	30,723	131,020

（注） 平成24年までの家事調停新受件数には，高裁の事件数を含まない。

第2表 調停既済事件数

区分 年	調停既済総件数	民事調停既済件数	家事調停既済件数
平成23年	214,504	78,211	136,293
24年	197,226	57,421	139,805
25年	185,069	47,436	137,633
26年	181,683	44,393	137,290
27年	177,921	40,263	137,658
28年	178,417	39,635	138,782
29年	173,259	35,988	137,271
30年	168,240	34,112	134,128
令和元年	163,348	32,758	130,590
2年	155,151	30,729	124,422

（注） 平成24年までの家事調停既済件数には，高裁の事件数を含まない。

第3表　全国裁判所調停事件数－事件の種類別（令和2年）

種別	新受	既済	未済
総数	161,743	155,151	87,288
民事調停総数	30,723	30,729	10,071
民事一般調停	18,214	18,107	5,098
商事調停	4,014	4,013	1,514
宅地建物調停	3,895	3,943	1,788
（地代借賃増減）	966	1,025	564
農事調停	97	103	39
鉱害調停	0	0	0
交通調停	2,035	2,056	920
公害等調停	47	52	27
特定調停	2,421	2,455	685
家事調停総数	131,020	124,422	77,217
別表第二調停	79,652	75,073	49,652
一般調停	48,209	46,356	26,265
合意に相当する審判	3,076	2,911	1,294

（注）地代借賃増減調停事件，特定調停事件，別表第二調停事件，（家事）一般調停事件，及び合意に相当する審判事件以外の事件数は，高裁の事件数を含むものである。

2 民事調停事件関係

以下，各表の上部に記載している(高)は高等裁判所を，(地)は地方裁判所を，(簡)は簡易裁判所を指す。

第4表 民事調停新受事件数

(高・地・簡)

件数 / 年	新受件数	指数
平成23年	74,896	100.0
平成24年	55,862	74.6
平成25年	47,596	63.5
平成26年	43,862	58.6
平成27年	40,760	54.4
平成28年	39,191	52.3
平成29年	35,939	48.0
平成30年	34,019	45.4
令和元年	32,919	44.0
令和2年	30,723	41.0

(注) 指数は，平成23年の調停新受件数に対する百分比である。

第5表 民事調停等新受事件数

(高・地・簡)

区分 / 年	第一審訴訟新受件数 A	督促手続，起訴前の和解新受件数 B	民事調停新受件数 C	A＋B＋C D	C／D (%)	A／D (%)
平成23年	737,267	332,979	74,896	1,145,142	6.5	64.4
平成24年	580,889	285,300	55,862	922,051	6.1	63.0
平成25年	494,645	259,723	47,596	801,964	5.9	61.7
平成26年	473,885	251,665	43,862	769,412	5.7	61.6
平成27年	477,164	239,329	40,760	757,253	5.4	63.0
平成28年	485,635	277,947	39,191	802,773	4.9	60.5
平成29年	493,213	298,841	35,939	827,993	4.3	59.6
平成30年	489,209	331,649	34,019	854,877	4.0	57.2
令和元年	487,643	306,636	32,919	827,198	4.0	59.0
令和2年	450,803	237,249	30,723	718,775	4.3	62.7

(注) 1 「第一審訴訟新受件数」には，少額訴訟の新受件数を含む。
2 「第一審訴訟新受件数」には，地裁第一審行政訴訟，人事訴訟，高裁第一審訴訟の各新受件数を含まない。

第6表　民事調停新受事件数－事件の種類別

（高・地・簡）

種別／年	総数	一般	商事	宅地建物	地代借賃	農事	鉱害	交通	公害等	特定
平成23年	74,896	46,324	8,595	5,192	1,060	159	2	3,157	85	11,382
	(100.0%)	(61.9%)	(11.5%)	(6.9%)	(1.4%)	(0.2%)	(0.0%)	(4.2%)	(0.1%)	(15.2%)
24年	55,862	34,642	7,228	5,018	1,007	189	0	3,179	92	5,514
	(100.0%)	(62.0%)	(12.9%)	(9.0%)	(1.8%)	(0.3%)	(0.0%)	(5.7%)	(0.2%)	(9.9%)
25年	47,596	29,176	6,298	4,900	899	213	0	3,085	75	3,849
	(100.0%)	(61.3%)	(13.2%)	(10.3%)	(1.9%)	(0.4%)	(0.0%)	(6.5%)	(0.2%)	(8.1%)
26年	43,862	26,008	6,602	4,638	851	204	0	2,950	89	3,371
	(100.0%)	(59.3%)	(15.1%)	(10.6%)	(1.9%)	(0.5%)	(0.0%)	(6.7%)	(0.2%)	(7.7%)
27年	40,760	23,699	6,230	4,439	885	192	0	3,022	100	3,078
	(100.0%)	(58.1%)	(15.3%)	(10.9%)	(2.2%)	(0.5%)	(0.0%)	(7.4%)	(0.2%)	(7.6%)
28年	39,191	22,891	5,903	4,343	917	184	0	2,676	104	3,090
	(100.0%)	(58.4%)	(15.1%)	(11.1%)	(2.3%)	(0.5%)	(0.0%)	(6.8%)	(0.3%)	(7.9%)
29年	35,939	20,797	5,019	4,149	907	147	0	2,349	84	3,394
	(100.0%)	(57.9%)	(14.0%)	(11.5%)	(2.5%)	(0.4%)	(0.0%)	(6.5%)	(0.2%)	(9.4%)
30年	34,019	19,351	4,615	4,198	1,048	128	0	2,288	76	3,363
	(100.0%)	(56.9%)	(13.6%)	(12.3%)	(3.1%)	(0.4%)	(0.0%)	(6.7%)	(0.2%)	(9.9%)
令和元年	32,919	18,395	4,716	4,469	1,257	158	0	2,114	75	2,992
	(100.0%)	(55.9%)	(14.3%)	(13.6%)	(3.8%)	(0.5%)	(0.0%)	(6.4%)	(0.2%)	(9.1%)
2年	30,723	18,214	4,014	3,895	966	97	0	2,035	47	2,421
	(100.0%)	(59.3%)	(13.1%)	(12.7%)	(3.1%)	(0.3%)	(0.0%)	(6.6%)	(0.2%)	(7.9%)

（注）1　地代借賃増減調停事件及び特定調停事件には，高裁の事件数を含まない。
　　2　各欄の下段は，総数に対する百分比を示したものである。
　　3　百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり，比率の合計が100とならない場合がある。

第7表　債務の調整に関する調停事件新受事件数

（簡）

種別／年	民事調停事件総数	債務の調整に関する調停事件			
		うち特定	うち貸金業	うち信販	合　計
平成28年	35,708	3,084	1,759	1,424	6,267 (17.6%)
29年	32,704	3,368	1,307	1,220	5,895 (18.0%)
30年	30,959	3,294	1,182	1,106	5,582 (18.0%)
令和元年	29,764	2,959	1,153	985	5,097 (17.1%)
2年	26,390	2,403	1,086	950	4,439 (16.8%)

（注）1　貸金業関係及び信販関係の新受件数は，一般調停事件及び商事調停事件として申し立てられた件数である。
　　2　信販業者を当事者とする貸金債権に関する事件の場合，信販関係と貸金業関係に重ねて計上される場合がある。
　　3　合計欄の百分比は，民事調停総新受件数に占める割合である。

第8表　民事調停既済事件数－事件の種類及び終局区分別（令和2年）

（地・簡）

区分 / 種別	総数		調停成立		調停不成立		調停に代わる決定		取下げ		その他	
	件数	百分比（%）	件数	百分比（%）	件数	百分比（%）	件数	百分比（%）	件数	百分比（%）	件数	百分比（%）
総　数	30,668	100.0	8,497	27.7	8,499	27.7	9,169	29.9	3,708	12.1	795	2.6
一　般	18,049	100.0	4,674	25.9	4,927	27.3	6,199	34.3	1,843	10.2	406	2.2
商　事	4,012	100.0	1,191	29.7	1,136	28.3	1,053	26.2	393	9.8	239	6.0
宅地建物	3,943	100.0	1,428	36.2	1,595	40.5	273	6.9	589	14.9	58	1.5
農　事	103	100.0	33	32.0	43	41.7	7	6.8	17	16.5	3	2.9
鉱　害	0	－	0	－	0	－	0	－	0	－	0	－
交　通	2,054	100.0	775	37.7	556	27.1	350	17.0	349	17.0	24	1.2
公害等	52	100.0	24	46.2	23	44.2	1	1.9	4	7.7	0	－
特　定	2,455	100.0	372	15.2	219	8.9	1,286	52.4	513	20.9	65	2.6

（注）　百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり，比率の合計が100とならない場合がある。

第9表　民事調停既済事件数－終局区分別

（地・簡）

区分 / 年	総件数	調停成立		調停不成立		調停に代わる決定		取下げ		その他	
		件数	百分比（%）	件数	百分比（%）	件数	百分比（%）	件数	百分比（%）	件数	百分比（%）
平成23年	78,207	19,093	24.4	13,957	17.8	35,209	45.0	8,220	10.5	1,728	2.2
24年	57,415	15,656	27.3	13,822	24.1	20,223	35.2	6,624	11.5	1,090	1.9
25年	47,429	14,302	30.2	12,433	26.2	13,401	28.3	6,403	13.5	890	1.9
26年	44,385	13,697	30.9	11,807	26.6	10,862	24.5	7,175	16.2	844	1.9
27年	40,251	13,160	32.7	10,568	26.3	9,664	24.0	5,983	14.9	876	2.2
28年	39,624	12,827	32.4	10,686	27.0	9,060	22.9	6,047	15.3	1,004	2.5
29年	35,978	11,982	33.3	9,882	27.5	8,415	23.4	4,713	13.1	986	2.7
30年	34,101	11,239	33.0	9,404	27.6	8,073	23.7	4,538	13.3	847	2.5
令和元年	32,735	10,608	32.4	9,654	29.5	7,478	22.8	4,185	12.8	810	2.5
2年	30,668	8,497	27.7	8,499	27.7	9,169	29.9	3,708	12.1	795	2.6

（注）　百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり，比率の合計が100とならない場合がある。

第10表　民事調停既済事件数－審理期間別

（地・簡）

区分 / 年	総数	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年を超える	平均審理期間（月）
平成28年	39,624	9,434	10,572	6,599	8,128	3,648	1,069	174	3.3
	(100.0%)	(23.8%)	(26.7%)	(16.7%)	(20.5%)	(9.2%)	(2.7%)	(0.4%)	
29年	35,978	8,323	9,376	6,031	7,509	3,417	1,141	181	3.5
	(100.0%)	(23.1%)	(26.1%)	(16.8%)	(20.9%)	(9.5%)	(3.2%)	(0.5%)	
30年	34,101	7,415	8,666	5,649	7,427	3,548	1,157	239	3.7
	(100.0%)	(21.7%)	(25.4%)	(16.6%)	(21.8%)	(10.4%)	(3.4%)	(0.7%)	
令和元年	32,735	6,692	7,797	5,611	7,491	3,685	1,194	265	3.9
	(100.0%)	(20.4%)	(23.8%)	(17.1%)	(22.9%)	(11.3%)	(3.6%)	(0.8%)	
2年	30,668	8,372	4,991	4,209	7,005	4,380	1,435	276	4.2
	(100.0%)	(27.3%)	(16.3%)	(13.7%)	(22.8%)	(14.3%)	(4.7%)	(0.9%)	
		(27.3%)	(43.6%)	(57.3%)	(80.1%)	(94.4%)	(99.1%)	(100.0%)	

（注）　1　平成28年から令和元年までの欄の下段及び令和2年の欄の中段は，当該年の総数に対する百分比を示したものである。

2　百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり，比率の合計が100とならない場合がある。

3　令和2年の欄の下段は，百分比の累計を示したものである。

第11表　民事調停既済事件数－実施回数別

（地・簡）

区分 / 年	総数	実施しない	1回	2回	3回	4～5回	6～10回	11回以上	平均実施回数
平成28年	39,624	8,493	12,171	8,242	4,578	3,717	2,005	418	2.0
	(100.0%)	(21.4%)	(30.7%)	(20.8%)	(11.6%)	(9.4%)	(5.1%)	(1.1%)	
29年	35,978	7,361	11,258	7,502	4,114	3,362	1,947	434	2.1
	(100.0%)	(20.5%)	(31.3%)	(20.9%)	(11.4%)	(9.3%)	(5.4%)	(1.2%)	
30年	34,101	6,841	10,453	7,154	3,922	3,330	1,972	429	2.1
	(100.0%)	(20.1%)	(30.7%)	(21.0%)	(11.5%)	(9.8%)	(5.8%)	(1.3%)	
令和元年	32,735	6,546	9,729	7,069	3,795	3,331	1,825	440	2.1
	(100.0%)	(20.0%)	(29.7%)	(21.6%)	(11.6%)	(10.2%)	(5.6%)	(1.3%)	
2年	30,668	8,487	8,502	6,035	3,099	2,698	1,481	366	1.9
	(100.0%)	(27.7%)	(27.7%)	(19.7%)	(10.1%)	(8.8%)	(4.8%)	(1.2%)	
		(27.7%)	(55.4%)	(75.1%)	(85.2%)	(94.0%)	(98.8%)	(100.0%)	

（注）　1　平成28年から令和元年までの欄の下段及び令和2年の欄の中段は，当該年の総数に対する百分比を示したものである。
2　百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり，比率の合計が100とならない場合がある。
3　令和2年の欄の下段は，百分比の累計を示したものである。

第12表　民事調停既済事件数－事件の種類及び審理期間別（令和2年）

（地・簡）

区分 / 種別	総数	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年を超える	平均審理期間（月）
総　数	30,668	8,372	4,991	4,209	7,005	4,380	1,435	276	4.2
	(100.0%)	(27.3%)	(16.3%)	(13.7%)	(22.8%)	(14.3%)	(4.7%)	(0.9%)	
一　般	18,049	6,585	2,886	2,121	3,523	2,039	725	170	3.7
	(100.0%)	(36.5%)	(16.0%)	(11.8%)	(19.5%)	(11.3%)	(4.0%)	(0.9%)	
商　事	4,012	933	774	711	832	525	192	45	4.2
	(100.0%)	(23.3%)	(19.3%)	(17.7%)	(20.7%)	(13.1%)	(4.8%)	(1.1%)	
宅地建物	3,943	352	514	532	1,209	1,040	274	22	5.8
	(100.0%)	(8.9%)	(13.0%)	(13.5%)	(30.7%)	(26.4%)	(6.9%)	(0.6%)	
農　事	103	5	18	14	36	25	4	1	5.4
	(100.0%)	(4.9%)	(17.5%)	(13.6%)	(35.0%)	(24.3%)	(3.9%)	(1.0%)	
鉱　害	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	
交　通	2,054	376	184	230	548	500	186	30	6.0
	(100.0%)	(18.3%)	(9.0%)	(11.2%)	(26.7%)	(24.3%)	(9.1%)	(1.5%)	
公害等	52	0	5	6	16	17	5	3	8.9
	(100.0%)	(0.0%)	(9.6%)	(11.5%)	(30.8%)	(32.7%)	(9.6%)	(5.8%)	
特　定	2,455	121	610	595	841	234	49	5	3.8
	(100.0%)	(4.9%)	(24.8%)	(24.2%)	(34.3%)	(9.5%)	(2.0%)	(0.2%)	

（注）　1　各欄の下段は，総数に対する百分比を示したものである。
2　百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり，比率の合計が100とならない場合がある。

第13表　調停に代わる決定事件数－事件の種類別

（地・簡）

区分 / 年	総数	一般	商事	宅地建物	地代借賃	農事	鉱害	交通	公害等	特定
平成23年	35,209	22,389	2,871	148	17	3	0	65	0	9,733
	413	158	24	5	1	0	0	5	0	221
	(1.2%)	(0.7%)	(0.8%)	(3.4%)	(5.9%)	－	－	(7.7%)	－	(2.3%)
24年	20,223	13,280	2,533	186	12	2	0	72	1	4,149
	278	124	23	6	2	0	0	2	0	123
	(1.4%)	(0.9%)	(0.9%)	(3.2%)	(16.7%)	(0.0%)	－	(2.8%)	－	(3.0%)
25年	13,401	9,121	1,628	207	12	3	0	95	2	2,345
	145	78	16	11	3	1	0	7	1	31
	(1.1%)	(0.9%)	(1.0%)	(5.3%)	(25.0%)	(33.3%)	－	(7.4%)	(50.0%)	(1.3%)
26年	10,862	6,890	1,737	196	18	2	0	110	1	1,926
	164	85	16	17	5	0	0	10	0	36
	(1.5%)	(1.2%)	(0.9%)	(8.7%)	(27.8%)	(0.0%)	－	(9.1%)	(0.0%)	(1.9%)
27年	9,664	5,847	1,667	236	28	1	0	128	1	1,784
	129	63	14	19	8	0	0	11	1	21
	(1.3%)	(1.1%)	(0.8%)	(8.1%)	(28.6%)	(0.0%)	－	(8.6%)	(100.0%)	(1.2%)
28年	9,060	5,650	1,419	193	40	6	0	110	0	1,682
	159	86	17	25	18	1	0	7	0	23
	(1.8%)	(1.5%)	(1.2%)	(13.0%)	(45.0%)	(16.7%)	－	(6.4%)	－	(1.4%)
29年	8,415	5,477	1,058	170	22	4	0	111	0	1,595
	129	80	12	12	4	0	0	9	0	16
	(1.5%)	(1.5%)	(1.1%)	(7.1%)	(18.2%)	(0.0%)	－	(8.1%)	－	(1.0%)
30年	8,073	5,051	905	171	26	1	0	123	0	1,822
	141	86	13	13	6	0	0	10	0	19
	(1.7%)	(1.7%)	(1.4%)	(7.6%)	(23.1%)	(0.0%)	－	(8.1%)	－	(1.0%)
令和元年	7,478	4,719	842	227	19	3	0	137	1	1,549
	132	85	6	13	3	0	0	5	1	22
	(1.8%)	(1.8%)	(0.7%)	(5.7%)	(15.8%)	(0.0%)	－	(3.6%)	－	(1.4%)
2年	9,169	6,199	1,053	273	32	7	0	350	1	1,286
	118	74	10	12	4	0	0	5	0	17
	(1.3%)	(1.2%)	(0.9%)	(4.4%)	(12.5%)	(0.0%)	－	(1.4%)	(0.0%)	(1.3%)

（注）各欄中段の数字は異議申立件数，下段の数字は異議申立率（%）である。

3 家事調停事件関係

第14表 家事調停事件等新受事件数

(高・家)

区分 / 年	調停 新受件数	指数	審判 新受件数	指数	人事訴訟(第一審) 新受件数	指数
平成23年	137,390	100.0	636,758	100.0	11,389	100.0
24年	141,802	103.2	672,682	105.6	11,409	100.2
25年	139,600	101.6	734,231	115.3	10,594	93.0
26年	137,240	99.9	730,614	114.7	10,527	92.4
27年	140,881	102.5	784,093	123.1	10,338	90.8
28年	140,720	102.4	835,721	131.2	10,004	87.8
29年	139,352	101.4	863,888	135.7	9,827	86.3
30年	135,831	98.9	883,005	138.7	9,272	81.4
令和元年	136,434	99.3	907,803	142.6	9,042	79.4
2年	131,020	95.4	926,834	145.6	8,568	75.2

(注) 1 平成24年までの調停及び審判新受件数には，高裁の事件数を含まない。
2 指数は，平成23年の新受件数に対する百分比である。

第15表 家事調停新受事件数－事件の種類別

(家)

種別	年	平成28年 件数	平成28年 指数	29年 件数	29年 指数	30年 件数	30年 指数	令和元年 件数	令和元年 指数	2年 件数	2年 指数
総数		140,640	99.9	139,274	98.9	135,784	96.4	136,359	96.8	130,937	93.1
別表第二調停	総数	80,213	101.7	81,600	103.4	80,453	102.0	81,795	103.7	79,652	99.3
	夫婦同居・協力扶助	123	120.6	111	108.8	80	78.4	75	73.5	62	50.4
	婚姻費用分担	21,383	105.5	21,761	107.3	21,659	106.9	22,619	111.6	22,648	105.9
	子の監護に関する処分	34,811	101.6	35,216	102.8	34,866	101.8	35,251	102.9	34,481	99.1
	うち監護者指定	2,167	96.9	2,271	101.5	2,327	104.0	2,431	108.7	2,244	103.6
	うち養育費	18,725	102.3	18,060	98.7	17,830	97.4	17,648	96.4	17,655	94.3
	うち面会交流	12,341	100.6	13,166	107.4	13,010	106.1	13,534	110.4	12,929	104.8
	うち子の引渡し	1,522	107.9	1,636	116.0	1,611	114.3	1,576	111.8	1,578	103.7
	財産分与	1,666	97.9	1,761	103.5	1,725	101.4	1,809	106.3	1,747	104.9
	親権者指定・変更	6,710	98.9	6,145	90.6	5,908	87.1	5,930	87.4	5,521	82.3
	扶養	550	98.4	527	94.3	497	88.9	491	87.7	448	81.5
	遺産分割等	12,766	98.4	14,044	108.2	13,739	105.8	13,801	106.3	12,760	100.0
	寄与分を定める処分	692	100.1	647	93.6	705	102.0	574	83.1	524	75.7
	特別の寄与に関する処分	0	-	0	-	0	-	4	-	298	-
	請求すべき按分割合に関する処分	1,351	98.4	1,217	88.6	1,103	80.3	1,063	77.4	987	73.1
	その他	161	82.6	171	87.7	171	87.7	178	91.3	176	109.3
一般調停	総数	56,664	97.6	54,217	93.3	51,884	89.3	51,284	88.3	48,209	85.1
	婚姻中の夫婦間の事件	47,717	97.9	45,777	93.9	44,045	90.3	43,492	89.2	41,037	86.0
	婚姻外の男女間の事件	227	72.5	250	79.9	201	64.2	175	55.9	142	62.6
	離婚等に基づく慰謝料	613	93.4	588	89.6	466	71.0	437	66.6	396	64.6
	親族間の紛争	2,234	92.0	2,082	85.7	2,011	82.8	2,067	85.1	1,722	77.1
	離縁	1,245	106.4	1,122	95.9	1,071	91.5	1,127	96.3	1,090	87.6
	その他	4,628	97.4	4,398	92.5	4,090	86.1	3,986	83.9	3,822	82.6
合意に相当する審判	総数	3,763	98.3	3,457	90.3	3,447	90.0	3,280	85.7	3,076	81.7
	協議離婚無効・取消し	407	89.6	367	80.8	360	79.3	411	90.5	391	96.1
	認知	1,448	121.5	1,368	114.9	1,391	116.7	1,406	118.0	1,377	95.1
	嫡出否認	477	87.2	490	89.6	507	92.7	456	83.4	450	94.3
	親子関係不存在確認	916	87.9	808	77.5	743	71.3	622	59.7	513	56.0
	その他	515	86.8	424	71.2	446	75.2	385	64.9	345	67.0

(注) 指数は，平成28年の当該事件に対する百分比である。

第16表 家事調停既済事件数－終局区分別

(家)

区分 / 年	総件数	調停成立		調停不成立		合意に相当する審判		取下げ		その他	
		件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)
平成23年	136,293	70,759	51.9	25,702	18.9	2,085	1.5	33,734	24.8	4,013	2.9
24年	139,805	73,414	52.5	26,891	19.2	2,053	1.5	33,242	23.8	4,205	3.0
25年	137,627	72,894	53.0	25,783	18.7	1,845	1.3	31,996	23.2	5,109	3.7
26年	137,258	73,138	53.3	25,564	18.6	1,984	1.4	29,758	21.7	6,814	5.0
27年	137,601	73,042	53.1	24,744	18.0	1,899	1.4	29,476	21.4	8,440	6.1
28年	138,700	73,230	52.8	24,798	17.9	2,059	1.5	28,568	20.6	10,045	7.2
29年	137,194	72,032	52.5	23,875	17.4	1,933	1.4	28,145	20.5	11,209	8.2
30年	134,079	69,689	52.0	23,164	17.3	1,830	1.4	26,743	19.9	12,653	9.4
令和元年	130,519	66,385	50.9	22,517	17.3	1,796	1.4	25,609	19.6	14,212	10.9
2年	124,340	59,527	47.9	22,551	18.1	1,530	1.2	25,143	20.2	15,589	12.5

(注) 1 「合意に相当する審判」は，平成24年までは「家事審判法23条審判」と称していた。
2 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり，比率の合計が100とならない場合がある。

第17表　家事調停既済事件数－事件の種類及び終局区分別（令和2年）

（家）

種別＼区分		既済総数	調停成立	調停不成立	取下げ	合意に相当する審判	調停に代わる審判	その他
総数		124,340	59,527	22,551	25,143	1,530	9,590	5,999
		(100.0)	(47.9)	(18.1)	(20.2)	(1.2)	(7.7)	(4.8)
別表第二調停	総数	75,073	39,020	9,601	15,177	3	6,933	4,339
		(100.0)	(52.0)	(12.8)	(20.2)	(0.0)	(9.2)	(5.8)
	夫婦同居・協力扶助	62	6	24	24	0	1	7
		(100.0)	(9.7)	(38.7)	(38.7)	(0.0)	(1.6)	(11.3)
	婚姻費用分担	21,465	11,545	2,888	4,918	1	1,100	1,013
		(100.0)	(53.8)	(13.5)	(22.9)	(0.0)	(5.1)	(4.7)
	子の監護に関する処分	32,338	17,459	4,467	6,294	0	1,909	2,209
		(100.0)	(54.0)	(13.8)	(19.5)	(0.0)	(5.9)	(6.8)
	うち監護者の指定	2,178	707	484	632	0	87	268
		(100.0)	(32.5)	(22.2)	(29.0)	(0.0)	(4.0)	(12.3)
	うち養育費	16,993	10,079	2,187	2,470	0	1,316	941
		(100.0)	(59.3)	(12.9)	(14.5)	(0.0)	(7.7)	(5.5)
	うち面会交流	11,619	6,245	1,438	2,711	0	472	753
		(100.0)	(53.7)	(12.4)	(23.3)	(0.0)	(4.1)	(6.5)
	うち子の引渡し	1,484	410	346	456	0	30	242
		(100.0)	(27.6)	(23.3)	(30.7)	(0.0)	(2.0)	(16.3)
	財産分与	1,618	854	271	359	0	66	68
		(100.0)	(52.8)	(16.7)	(22.2)	(0.0)	(4.1)	(4.2)
	親権者の指定・変更	5,509	3,151	436	1,243	0	426	253
		(100.0)	(57.2)	(7.9)	(22.6)	(0.0)	(7.7)	(4.6)
	扶養	436	115	112	143	1	24	41
		(100.0)	(26.4)	(25.7)	(32.8)	(0.2)	(5.5)	(9.4)
	遺産分割等	11,823	4,946	1,093	1,943	1	3,170	670
		(100.0)	(41.8)	(9.2)	(16.4)	(0.0)	(26.8)	(5.7)
	寄与分を定める処分	583	245	164	80	0	68	26
		(100.0)	(42.0)	(28.1)	(13.7)	(0.0)	(11.7)	(4.5)
	特別の寄与に関する処分	130	11	9	85	0	3	22
		(100.0)	(8.5)	(6.9)	(65.4)	(0.0)	(2.3)	(16.9)
	請求すべき按分割合に関する処分	961	640	100	69	0	133	19
		(100.0)	(66.6)	(10.4)	(7.2)	(0.0)	(13.8)	(2.0)
	その他	148	48	37	19	0	33	11
		(100.0)	(32.4)	(25.0)	(12.8)	(0.0)	(22.3)	(7.4)
一般調停	総数	46,356	29,493	12,410	9,301	1	2,657	1,503
		(100.0)	(63.6)	(26.8)	(20.1)	(0.0)	(5.7)	(3.2)
	婚姻中の夫婦間の事件	39,501	18,226	10,044	7,539	0	2,416	1,276
		(100.0)	(46.1)	(25.4)	(19.1)	(0.0)	(6.1)	(3.2)
	婚姻外の男女間の事件	137	40	43	51	0	0	3
		(100.0)	(29.2)	(31.4)	(37.2)	(0.0)	(0.0)	(2.2)
	親族間の紛争	1,724	339	704	600	0	18	63
		(100.0)	(19.7)	(40.8)	(34.8)	(0.0)	(1.0)	(3.7)
	その他	4,994	1,888	1,619	1,111	1	214	161
		(100.0)	(37.8)	(32.4)	(22.2)	(0.0)	(4.3)	(3.2)
合意に相当する審判事件		2,911	14	540	665	1,526	9	157
		(100.0)	(0.5)	(18.6)	(22.8)	(52.4)	(0.3)	(5.4)

（注）1　各欄下段の数字は，当該事件の既済総数に対する百分比である。
　　2　百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり，比率の合計が100とならない場合がある。

第18表 調停に代わる審判がされた事件数－事件の種類別

(家)

種別＼年		平成28年	29年	30年	令和元年	2年
総数		4751	5519	6936	8046	9590
		(664)	(708)	(940)	(1081)	(1242)
別表第二調停	夫婦同居・協力扶助	0	1	1	0	1
		(0)	(1)	(2)	(1)	(1)
	婚姻費用分担	491	628	695	841	1100
		(173)	(183)	(220)	(249)	(325)
	子の監護に関する処分	1111	1345	1525	1764	1909
		(251)	(247)	(382)	(428)	(500)
	財産分与	34	39	32	35	66
		(8)	(12)	(11)	(14)	(13)
	親権者の指定・変更	328	319	309	386	426
		(20)	(16)	(22)	(25)	(24)
	扶養	15	26	31	20	24
		(1)	(2)	(7)	(12)	(4)
	遺産分割等	1897	2048	2822	3096	3170
		(146)	(165)	(202)	(236)	(254)
	寄与分を定める処分	34	39	45	73	68
		(13)	(8)	(8)	(4)	(13)
	特別の寄与に関する処分	－	－	－	0	3
		－	－	－	(0)	(0)
	請求すべき按分割合に関する処分	109	110	103	111	133
		(7)	(10)	(10)	(12)	(11)
一般調停	婚姻中の夫婦間の事件	604	820	1186	1481	2416
		(37)	(54)	(63)	(86)	(84)
	婚姻外の男女間の事件	1	0	1	1	0
		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	離婚等に基づく慰謝料	1	0	4	4	3
		(0)	(1)	(0)	(1)	(0)
	親族間の紛争	12	12	17	20	18
		(0)	(0)	(2)	(2)	(0)
	離縁	54	66	81	110	146
		(4)	(2)	(3)	(7)	(5)

(注) 各欄下段の括弧内の数字は，当該事件の異議申立件数である。

第19表　家事調停既済事件数－審理期間別

（家）

区分 / 年	総数	1月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年を超える	平均審理期間（月）
平成27年	137,601	12,295	42,598	44,608	28,843	8,267	990	5.3
	(100.0%)	(8.9%)	(31.0%)	(32.4%)	(21.0%)	(6.0%)	(0.7%)	
28年	138,700	11,785	41,050	44,814	30,875	9,187	989	5.5
	(100.0%)	(8.5%)	(29.6%)	(32.3%)	(22.3%)	(6.6%)	(0.7%)	
29年	137,194	11,223	38,854	43,825	32,310	9,847	1,135	5.8
	(100.0%)	(8.2%)	(28.3%)	(31.9%)	(23.6%)	(7.2%)	(0.8%)	
30年	134,079	10,788	36,048	41,911	33,020	11,046	1,266	6.0
	(100.0%)	(8.0%)	(26.9%)	(31.3%)	(24.6%)	(8.2%)	(0.9%)	
令和元年	130,519	10,107	33,773	40,170	32,888	12,142	1,439	6.3
	(100.0%)	(7.7%)	(25.9%)	(30.8%)	(25.2%)	(9.3%)	(1.1%)	
2年	124,340	9,121	25,327	35,462	37,422	15,186	1,822	7.2
	(100.0%)	(7.3%)	(20.4%)	(28.5%)	(30.1%)	(12.2%)	(1.5%)	

（注）1　欄の下段は，当該年の総数に対する百分比を示したものである。
　　2　百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり，比率の合計が100とならない場合がある。

第20表　家事調停事件の平均審理期間（月）

（家）

区分	年	平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年
既済事件	全調停事件	4.8	4.9	5.2	5.3	5.3	5.5	5.8	6.0	6.3	7.2
	別表第二調停	5.2	5.2	5.5	5.7	5.7	5.8	6.0	6.4	6.7	7.5
	別表第二以外の調停	4.5	4.5	4.8	5.0	5.0	5.1	5.4	5.6	5.7	6.7
未済事件	全調停事件	4.9	5.0	5.0	5.0	5.1	5.2	5.4	5.6	5.9	6.8
	別表第二調停	5.7	5.8	5.7	5.6	5.6	5.7	5.9	6.2	6.4	7.3
	別表第二以外の調停	3.9	3.9	4.1	4.2	4.2	4.4	4.6	4.7	5.1	5.9

（注）「別表第二調停」は平成24年まで「乙類調停」と称していた。

4 各裁判所調停事件数

第21表 各地方裁判所民事調停事件数（令和2年）

裁判所	新受	既済	未済
総数	4,272	4,153	1,353
東京	539	480	452
横浜	98	86	59
さいたま	40	38	17
千葉	76	66	31
水戸	30	33	13
宇都宮	15	14	4
前橋	27	22	10
静岡	87	81	16
甲府	14	11	4
長野	19	20	5
新潟	8	11	9
大阪	596	599	259
京都	172	164	59
神戸	242	237	41
奈良	47	48	11
大津	28	31	5
和歌山	13	14	3
名古屋	295	296	92
津	82	82	7
岐阜	37	37	12
福井	31	30	5
金沢	40	39	8
富山	12	13	4
広島	22	23	5
山口	41	37	12
岡山	36	31	11
鳥取	8	7	3
松江	4	5	1
福岡	806	817	31
佐賀	43	42	1
長崎	78	76	4
大分	45	47	1
熊本	90	82	19
鹿児島	66	71	8
宮崎	35	33	5
那覇	91	87	11
仙台	70	79	9
福島	46	43	11
山形	6	2	5
盛岡	14	13	4
秋田	17	15	3
青森	6	6	3
札幌	87	83	47
函館	8	8	0
旭川	15	15	1
釧路	11	11	3
高松	17	14	8
徳島	16	15	8
高知	26	21	6
松山	20	18	7

第22表　各地方裁判所管内別簡易裁判所民事調停事件数（令和2年）

裁判所	新受	既済	未済
総数	26,390	26,515	8,713
東京	4,736	4,698	1,863
横浜	1,087	1,040	509
さいたま	705	709	297
千葉	795	752	332
水戸	369	368	125
宇都宮	298	311	86
前橋	288	288	99
静岡	718	672	211
甲府	173	178	55
長野	379	386	97
新潟	294	340	88
大阪	2,551	2,472	1,284
京都	611	631	239
神戸	1,056	1,093	387
奈良	163	150	79
大津	293	331	67
和歌山	151	158	62
名古屋	1,613	1,613	467
津	326	342	84
岐阜	363	368	116
福井	179	188	34
金沢	199	195	43
富山	252	235	88
広島	409	401	128
山口	265	261	77
岡山	530	534	159
鳥取	113	103	36
松江	116	91	35
福岡	1,402	1,542	202
佐賀	122	129	21
長崎	264	290	36
大分	383	415	74
熊本	356	365	74
鹿児島	312	316	43
宮崎	309	305	35
那覇	439	424	136
仙台	525	531	170
福島	429	419	99
山形	196	219	35
盛岡	229	230	61
秋田	160	194	18
青森	202	210	45
札幌	645	618	214
函館	68	66	19
旭川	111	128	17
釧路	138	156	23
高松	278	291	56
徳島	239	252	49
高知	195	168	59
松山	356	339	80

第23表　各家庭裁判所家事調停事件数（令和2年）

裁判所	新受	既済	未済
総数	130,937	124,340	77,211
東京	14,543	13,506	10,717
横浜	8,970	7,957	6,417
さいたま	6,893	5,832	5,143
千葉	6,145	5,492	3,893
水戸	2,927	2,798	1,516
宇都宮	2,004	1,973	961
前橋	2,185	2,022	1,267
静岡	4,092	3,931	2,036
甲府	943	829	522
長野	1,980	2,020	1,094
新潟	1,813	1,819	917
大阪	9,044	7,775	6,845
京都	2,612	2,602	1,541
神戸	5,706	5,309	3,535
奈良	1,385	1,223	1,042
大津	1,523	1,546	790
和歌山	946	952	530
名古屋	8,083	7,922	4,516
津	1,837	2,052	765
岐阜	2,063	2,058	1,138
福井	732	688	366
金沢	1,123	1,068	497
富山	1,026	1,053	370
広島	3,119	2,986	1,764
山口	1,440	1,469	745
岡山	2,334	2,158	1,285
鳥取	565	645	294
松江	595	606	260
福岡	5,605	5,447	2,894
佐賀	957	890	453
長崎	1,230	1,260	556
大分	1,249	1,243	552
熊本	2,005	1,873	1,101
鹿児島	1,689	1,690	808
宮崎	1,230	1,367	491
那覇	1,939	1,869	898
仙台	2,433	2,475	1,156
福島	1,980	2,167	740
山形	1,074	943	570
盛岡	1,190	1,166	495
秋田	724	703	303
青森	1,159	1,175	441
札幌	3,622	3,725	1,932
函館	445	403	192
旭川	669	636	310
釧路	950	912	353
高松	1,103	1,173	576
徳島	830	770	507
高知	713	659	365
松山	1,513	1,503	752

資料7

民事調停委員の技能向上に係る取組

ＯＪＴ

補完

各種研修制度

最高裁委嘱の研修　各庁の自主研修　調停協会主催の研修

実務経験

① 新任民事調停委員研修会

導入研修　新任又はこれに準ずる者

② 新任民事調停委員ケース研究会

新任調停委員のフォローアップ
1件以上の事件処理経験のある者（①に参加した者）

③ 民事調停委員研究会

中堅へのステップアップ
2，3年程度の実務経験を有する者

④ 民事調停委員ケース研究会

中核的研修　中堅（③に参加した者）

⑤ 簡易裁判所民事実務研究会

民事調停事件の手続運営の在り方について検討する研究会
各庁において指導的・中心的役割を果たしている者

アンケート結果

１　本取組による調停運営の在り方の変化とそれに対する調停委員としての受け止めについて

⑴　本取組を受けて，所属庁の期日の持ち方や所要時間，事情聴取・調整を中心とした調停手続の進め方等，調停運営の在り方は具体的にどのように変化しましたか。

（アンケート結果）

以下のような点が挙げられた。

【期日の持ち方，所要時間】

- 期日の所要時間の短縮，終了予定時刻の当事者との共有
- 午後２枠制の採用
- 電話会議の活用
- ２期日指定の活用
- （調停室の三密回避のための）別室調停の活用

【メリハリのある事情聴取・調整】

- 進行モデル（進行フローチャート図等）の作成・活用
- ホワイトボードの活用（争点を視覚化し，当事者と認識共有することで，ポイントを絞った事情聴取を実現）
- 当事者に事前に主張書面や裏付資料を提出させることで，争点を明確化

【第１回期日前・期日間準備の充実】

- 第１回期日前の必要資料（収入資料等）の提出の促し（初回期日通知書に必要資料の提出を促す書面を同封する等）
- 次回期日までの準備・検討事項の明確化，提出期限の設定の徹底

【期日回数も含めた手続進行の見通しの共有】

- 一定の事件類型（養育費・婚姻費用分担事件等）について，期日の回数に一定の目標を定め，当事者と共有の上，計画的な進行を図る。
- 事件類型別の進行モデルをより意識した計画的な進行

【評議の充実】

- （限られた時間の中での効率的な進行を図るため）評議の充実化が行われている（①全件評議の実施，②事前評議の充実，③書面評議の充実等）。
- 評議連絡票の活用等による評議待ち時間の短縮

【その他】

- 合理的で充実した調停運営の実現のため，職種間の連携が一層図られている。
- 当事者双方に代理人が就いている事案について，期日間における当事者間の交渉の促し

⑵　⑴の具体的な変化等を踏まえ，調停委員として本取組についてどのように感じてい

ますか。裁判所側からの本取組についての説明の内容やそれに対する調停委員としての受け止め，本取組に対する疑問や不安，期待，納得感等，率直な感想や考えを記載してください。

（アンケート結果）

○　新型コロナウイルス感染症の感染対策が必要な現状を踏まえると，取組自体は当然である，納得できる，やむを得ないという意見が多かったほか，本取組に対しては，積極的な意義を認める観点から以下のような意見があった。

・　状況が変わっているのであるから，調停運営も変わるのは当然である。

・　裁判所側からは，本取組の趣旨について，新型コロナウイルス感染症の影響に対する対応のみならず，調停運営の在り方を利用者のニーズや時代の変化に耐え得るものにするためのものであるとの説明があった。

・　期日の短時間化・効率化と当事者の気持ちに寄り添う調停運営とのバランスをとる方法を，実践の中で探っていかなければならず，本取組は，きっかけは新型コロナウイルス感染症であるが，同感染症終息後も継続すべき取組である。

・　調停運営の在り方を改善する取組は調停委員の心構えに通じるもので，原点に立ち返り調停に向き合う機会になった。

・　期日の所要時間の短縮を克服することが一つの契機となり，効果的・効率的な新たな調停運営の方法を目指すことにつながっている。

・　期日の所要時間の枠が設定されることで，時間を意識するようになり，期日を充実させ，迅速な調停運営を意識できるようになった。実際に，以前よりも短時間で終了する事件の数が増えた。

○　他方で，本取組に対する懸念や不安として，以下のような意見も相当数あった。

・　実情として，短縮された予定所要時間内で調停を終えることは難しい（終えられるか不安がある。）。特に，初回期日は困難である。

・　午後２枠では慌ただしくなる。

・　期日時間の短縮により，当事者に話を聞いてもらえていないなどの不満を持たれるおそれがある。当事者との信頼関係が築けない。

・　調停における期日の時間短縮と効率的進行について，必要性は理解するが，具体的にどう変えていけばよいか分からず不安である。

・　別室調停の活用については，双方とも代理人のみが出席する場合など，出席者が少人数かつ同席可能な事案か否かについて，調停委員と書記官室との間で共有し，調停室の予約の際に１室のみ予約するか２室予約するか（別室調停とするか否か）を選別するなど，工夫の余地があるのではないか。

・　計画的進行の必要性は理解しているが，実際の調停運営は進行モデルのようには進行できずにいる。

・　電話会議では，調停委員の情報が相手方にどのように伝わっているか分かりづらい。

表情が見られないなど，得られる情報が少なく，当事者の真意の把握，信頼関係の構築が困難である。本人確認が難しく，当事者以外の関与がないかどうかや，録音されていないかなどの不安がある。対面での期日以上に神経を使い疲れる。（特に代理人の就いていない）当事者への次回までの準備事項の説明が口頭になるため，準備不足が起きている。電話会議による事情聴取に関する研修が必要。

・　双方代理人間の期日間の交渉の促しについて，調停委員会として，双方の主張を他方に伝達するだけで，相違点の調整の視点の示唆をすることなく期日間の調整を求めるなど，調停手続を利用していることの意味が失われるような促しになっていないか，調停委員会の力量が問われていると感じる。

○　また，本取組の趣旨・内容等についての裁判所から調停委員・調停協会に対する説明に関し，説明書面の交付，研修や説明会における説明，裁判所と調停委員との意見交換会の実施，本取組に関する調停委員の受け止め等についてのアンケートの実施の例等が紹介された。他方で，新型コロナウイルス感染症の影響により，裁判所と調停委員との間の意見交換の機会に制約が生じているため，情報の共有化が図りにくく，本取組の趣旨等について調停委員の理解が必ずしも得られていない，調停委員全員に浸透していないという意見や，本取組の趣旨等に関する調停委員の共通認識の醸成のために，調停委員も加えた意見集約・検討の場の設置を求める意見もあった。

2　調停の本質・利点や利用者のニーズについて

(1)　調停の本質や利点とはどのようなものだと考えますか。

（アンケート結果）

以下のような意見があった。

・　調停の本質は，勝ち負けを決めるのではなく，当事者の合意に基づく紛争解決手法である。

・　調停では，丁寧に当事者の話を聴くこと（傾聴）により，当事者の心情の安定と信頼関係の形成を図り，当事者の合意を図ることができるため，①納得性の高い解決が可能となる，②当事者の主体的な問題解決が図れる，③当事者が先に進むための力になる，④未来志向の解決が図れる，⑤実情に即した柔軟な解決が可能となる，⑥履行可能性が高い。

・　裁判所という公平中立な機関による関与があるという安心感がある。

・　調停委員を含む関係職種がそれぞれの強みを活かし，連携して関与

・　調停調書には法的な効力がある（それに基づく強制執行が可能）。

・　訴訟に比べて手続が簡易であり，短期間の解決が可能となり，費用も低額である。

・　非公開のためプライバシーが守られる。

・　相手方と顔を合わせず安全に手続を進められる。

(2)　調停の利用者が調停手続に期待しているもの（ニーズ）はどのようなものだと考えま

すか。また，利用者のニーズは，今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大も含めて，時代や社会情勢等により変化していると感じますか。変化があると感じる場合には，どのように変化していると感じますか。

（アンケート結果）

○　利用者のニーズについては，公平中立な第三者が介入し，十分に双方の話を聴くことにより，対立を緩和し，合意による問題解決を図れるところにあり，それについては時代や新型コロナウイルス感染症の感染拡大による変化はないという意見が多くあった。

○　ただし，時代や社会的情勢による変化として，以下のような意見もあった。

・　利用者のニーズとしては，従来から，調停委員の良識や条理に加えて，法的観点をも踏まえた合理的な解決へのニーズがあったが，権利意識の高まりや価値観の多様化，インターネットの普及による法的知識の入手の容易化等により，法的観点からの解決への志向が強まっている。

・　上記権利意識の高まり等により，当事者双方とも自らの主張を譲らず，対立が激化する事案が増えている。調停委員に対し，自らの主張への共感を強く求める当事者が増えている。

・　迅速性や早期解決へのニーズが高まっている。

・　少子化や男性の積極的な育児参加などの影響により親権や面会交流などの子に関する紛争が多くなったと感じる。

・　新型コロナウイルス感染症拡大に伴う変化として，①面会交流事件において，感染の恐れを理由に，監護権者が面会に消極的になったり，面会の在り方について検討，調整したりする必要が生じている，②経済情勢の悪化に伴って金銭が絡む事件（婚姻費用，養育費）が増加し，速やかな解決が求められている，③調停期日の指定や出頭の確保に難航したり，非接触型の調停実施を求められたりすることが増えた，④ウェブ会議による調停へのニーズも高まっている。

○　その他，利用者のニーズ（迅速，適正，納得）は，事案（経済事件か子を巡る事件か等）によって，内容や重み付けの程度が多様化し，調停委員は常にアンテナを立て，それぞれの事案における当事者のニーズを敏感に察知しながら調停を行う必要があるとの意見もあった。

(3)　(1)及び(2)で挙げたそれぞれの調停の本質・利点や利用者のニーズについて，担当する事件の調停運営に当たって具体的にどのように活かしていますか。

（アンケート結果）

以下のような意見があった。

・　当事者と信頼関係を築くため，当事者の話をじっくり聴いて，当事者の思いやニーズを引き出すよう心掛けている。

・　主張の整理→争点・ニーズについての共通認識の形成→合意形成という進行過程において，双方のニーズを的確に受け止め，その上で進行の方向性を全員で確認，共有

し，解決に向けた様々なゴールへの道も提示しつつ，当事者の主体的な合意を目指すよう促している。

- 進行モデルを参考に計画的に進行し，見通しを当事者とも共有していくことで，迅速な解決とともに，当事者自身の主体的な解決意欲を引き出し，納得性の高い紛争解決を実現していくことが大切である。
- 個別事情に即した柔軟な解決が図れるなどの調停のメリットや，訴訟となった場合の見通し等を当事者に説明し，調停での解決意欲を引き出し，調停での解決を目指している。
- 公平中立を保つため，双方に対し，相手の話を受け止め，否定したりこちらの考えを押し付けたりしないことを意識している。
- 聴取時間等も，双方の公平性を意識する。
- 積極的に評議を活用し，調査官の関与も得て，関係職種の連携を図っている。
- 裁判官との評議を積極的に活用し，ポイントを絞った事情聴取等，効率的な進行を図るとともに，必要に応じて評議に基づく調停委員会の心証を開示し，場合によっては裁判官に直接説明してもらうことで，当事者の主体的な紛争解決の後押しをしている。
- 有効な場合は同席調停を活用している。

3　メリハリのある事情聴取・調整の在り方，課題，克服策等について

(1)　事情聴取・調整の場面において，「傾聴」が重要な要素として挙げられることが多いと思われますが，「傾聴」の意義や目的は何だと考えますか。

（アンケート結果）

以下のような意見があった。

- 当事者の気持ちに寄り添って聴くことで，当事者に「聞いてもらえた」と思ってもらい，安心感，信頼感を持ってもらうことであり，これにより，①当事者の真意を引き出すこと，②当事者の不満や不安が解消されること，③当事者に「気付き」（自分の主張や課題の客観視，相手との主張の差の理解）を得させ，当事者自身が主体的に解決しようという意欲を引き出すことができる。
- 利用者が自らの問題にきちんと向き合い，気付きを得て，自ら解決しようという意欲に目覚めるよう，目的意識を持って話を聴いていくことである。
- 限られた時間軸の中で，当事者間の合意形成を目標とするものであり，いわゆるカウンセリング等での「傾聴」とは異なる。そのエッセンスは，当事者の主張や感情をニュートラル・フラットに聴取する過程で，合意形成に必要な要素を抽出し，調停における参加者が共通に理解できるよう，整理し示していくことである。

(2)　(1)の意義や目的に照らして，調停手続での「傾聴」とは具体的には何をすることだと考えますか。

（アンケート結果）

以下のような意見があった。

・　まずは当事者に語らせ，その際に，当事者の話を遮ったり否定したりせず，受け止めて，じっくりと聴くこと。

　なお，この点について，結果として争点と直接関係のない話を聴くことになる場合も多いが，「傾聴」の一場面として決しておろそかにしてはいけないとしつつ，この意味での「傾聴」は当初の段階にとどめるのが妥当であるとの意見もあった。

・　当事者を尊重し，当事者の話に興味を持って聴き，理解しようと努めること

・　相手に対する感情など，主張以外の情報もできるだけ多く収集し，紛争の原因や当事者の本音を見極め，当事者の求めていることを適切に把握すること

・　相手方への感情的な不満や不信感を述べるだけの場ではないことを理解してもらい，初回期日には十分傾聴し，次回からは，問題解決につながる話合いにするメリハリが必要

・　目的意識を持って当事者の話を聴き，整理し，自らが気付けるようにすること

・　当事者の主張・言い分（感情面も含め）を，法的枠組みに照らしつつ，整理・明示化し，当事者に自分の主張についてのより深い理解を促し，主体的な紛争解決の自覚と意欲を引き出すこと

(3)　的確で効果的な事情聴取・調整の実現のために各庁で様々な取組がなされていると承知していますが，その具体的な取組について，当事者の受け止めも含め，調停委員から見た効果・課題や考えられる当該課題の克服策を記載してください。

（アンケート結果）

以下のような意見や取組の紹介があった。

【期日の持ち方，所要時間】

・　当事者に期日の所要時間の目安を伝えることにより，当事者がポイントを絞って話をするようになっている。

・　期日の進行予定（時間配分，聴取事項，終了予定時刻）を当事者との間で共有することにより，期日が充実し，当事者の納得性を高めることにつながっている。

・　電話会議を利用しての調停の実施，対象の拡大が図られており，日程調整がしやすくなったり，当事者が調停に参加しやすくなるといった効果がある。

　※　他方で，実施対象の選定や，本人確認の方法等の実施方法のマニュアル化，電話会議による調停に関する研修実施などが必要であるとの意見があった。また，電話会議では，進行フローチャート図等の視覚化ツールが使えないことから，当事者への事前配布や，裁判所ウェブサイトへの掲載と周知が必要であるとの意見もあった。

【メリハリのある事情聴取・調整】

・　争点や聴取のポイントをより意識した事情聴取が行われるようになった。

　※　他方で，当事者の話にうまく介入できずに長時間話を聴くこともあるとの意見もあった。これについて，評議等により聴取のポイントをしっかりと絞って調停に臨み，

当事者とも共有することにより，当事者もポイントに沿った話合いに応じてくれるようになるとの意見もあった。

・　事件類型別の進行モデルを作成・活用し，それに沿って事情聴取をすれば，紛争解決に必要な情報はほとんど漏れなく聴取できる。

・　ホワイトボードを活用して説明や主張の整理を行うことで，争点を絞り込め，ポイントを絞った聴取が可能になるとともに，当事者の理解を助けることができ，事情聴取の時間短縮につながることもある。

※　他方で，調停委員の負担が大きい（まとめるのに時間がかかる）という意見もあった。その克服策として，ポイントのみを記載するようにしたり，書記官が記載例を含むホワイトボードの活用方法に関するレジュメを作成して，調停委員に配布しているとの紹介があった。

・　期日の冒頭で当事者に対し，数分で前回のおさらいと今日の課題を伝えている。進行状況に応じて，１５分程度の短時間で当事者に交代してもらうことなどにより，より多くの課題の整理と効率的な進行を図っている。

・　新しい面会交流調停の手引として「基本的なステップ」が明示され，「課題の把握シート」が活用されることになり，事情聴取する内容が明確になったが，聴取結果に基づく他職種と課題の共有や，使い慣れないことによる活用の少なさが課題である。

・　動画の（事前）視聴とそれに基づく親ガイダンスの実施により，子の福祉への当事者の理解が深まり，解決に向けた意欲が引き出され，効果的である。

【第１回期日前・期日間準備の充実】

・　期日間の資料提出の促しの励行により，期日の空転が少なくなっている。

※　他方で，未提出，未記入のこともあり，利用者への周知と，当事者に対し資料の目的・内容（手続全体の進行の見通しの中での位置付けを含む。）について丁寧な説明により理解を求めることや，提出状況についてチェックし，督促ができる体制の整備が必要であるとの意見や，主張書面の提出（特に直送）による紛争の激化を懸念する意見もあった。

・　次回期日までの準備・検討事項や提出期限について，当事者自身に記入してもらう連絡票用紙を活用しており，当事者との情報共有に加え，当事者の主体的な紛争解決の自覚や意欲を高めるのに役立っている。

【期日回数も含めた手続進行の見通しの共有】

・　養育費・婚姻費用分担事件について，期日回数に目標を設定し，当事者と共有の上，事前に経済資料を提出させて，第２回調停期日での調停成立を目指すこととした。

・　遺産分割調停では，付随問題については，一定の期日回数で結論を出すあるいは遺産分割調停とは切り離すことにより，長期化回避につながった。

【評議の充実】

・　評議の充実（こまめな評議，書面評議の活用，全件評議の実施等）により，聴取のポ

イントや進行の方針・状況についての認識共有が進み，効果的な事情聴取・調整を行うことができ，効率的な調停運営に繋がっている。

※　他方で，評議の待ち時間が長くなることがあるとの意見があった。

【関係職種の効果的な関与・連携】

・　一層の調査官関与と調査のタイムリーな活用を図る。調査官の専門的知見を活かした関与があることで，当事者の自らの課題への理解が深まったり，紛争解決意欲が高まったりする。

【研修・採用】

・　調停委員のスキル向上を目指して研修の充実（裁判官による法律に関する研修，調査官による面接技法に関する研修，ケースを使った研修，ロールプレイを用いた研修など）が図られており，自己研さんの場となっている

※　他方で，それでもなお対応が難しい場合もあるため，調停委員会，書記官，調査官が連携することが必要と思われるとの意見や，研修参加者が固定化されているのではないかという意見もあった。

・　短時間で当事者が満足し，自主的な紛争解決意欲を持てるような効果的な事情聴取・調整の実現には，調停委員として「傾聴力」をさらに磨く必要があるが，そのためには，調停の期日ごとに良かった点・問題点・改善点を洗い出し，次に活かしていく「振り返り」をすることも一つの方法と考える。

・　調整能力，コミュニケーション能力，ジェンダー意識等，調停委員に求められるものが増える中で，調停委員自身が，自分のこれまでの経験を活かしながらも，さらにスキルアップを図ろうという意識が必要である。

・　調停委員として十分な資質，能力を有する方には，７０歳以上でも引き続き担ってもらえるよう，任期延長の対象者を増やしたり，該当者への事前通知を，期間に余裕をもって行うなどの仕組み作りが大切だと考えている。

【その他】

・　当事者対応で苦労したときに，調停委員自身のメンタルヘルスケアが必要であり，調停終了時にねぎらいの言葉を一言お願いしたい。

以上

令和３年度調停委員協議会協議結果要旨

最高裁判所事務総局民事局

最高裁判所事務総局家庭局

民事分野

本協議会では，充実した調停運営を行うために，民事調停事件が直面している審理期間の長期化傾向や成立率の減少傾向などの様々な課題について，調停委員の視点からの現状認識等を確認した上で，調停委員が必要とする技能を共有し，その技能の向上を図っていくための方策が協議された。

第１　調停委員に求められる技能について

１　審理期間の長期化傾向や成立率の減少傾向の原因について

協議員らによれば，審理期間の長期化傾向や成立率の減少傾向の原因は，大きく分けて，(1)近年関与率が増加した代理人弁護士（以下「代理人」という。）に関するもの，(2)当事者の変化によるもの及び(3)その他の三つに分類することできた。その具体的な内容は次のとおりである。

(1)　代理人に関するもの

○　代理人が関与する場合は，進行等について期日間に依頼者の了解を得るなど代理人の準備期間が必要となり，審理期間が長期化する傾向がある。

○　話合いの余地があるにも関わらず，早い段階から訴訟による解決を主張する代理人もいるので，進行が難しい。

○　代理人が当事者を説得等できないことが増えたように感じる。当事者の譲歩なしには調停成立が難しい事件につき，その旨を代理人に伝えても，依頼者の意向尊重を理由として耳を傾けてくれないことがある。

○　経験の少ない代理人の中には，調停手続の特性を理解せず，証拠を小出しにしたり，落としどころを考えない主張をするなどといった方針で臨む者もいる。また，調停手続のメリット，デメリットが十分に吟味されずに申し立てられ，証拠調べが必要となる

事件もあり，事件が長期化した結果，不成立となることもある。特に経験の少ない弁護士に対しては，調停手続を理解してもらう取組の必要性が高いと感じている。

(2) 当事者の変化によるもの

○ 高齢の当事者が増加したように感じられるところ，理解力が低下している方もおり，意思の疎通が難しくなっている。また，インターネット等で不正確な法律知識を得て自己の主張に固執する当事者も増加した。そのため，調停の特質である当事者による互譲に対する意識が薄れたのではないかと思われることがある。

○ 明らかに調停成立が難しい事件についても，当事者の納得性を高めるため，期日を一，二回多く重ねることがある。

(3) その他

○ 過払事件の減少が審理期間等に影響していると思われる。過払事件は調停運営がパターン化されていたが，慰謝料や相隣関係等の一般調停，医療事故や建築瑕疵等の専門調停においては，当事者の主張が細かいため，丁寧な対応を要し，結果として，審理期間が長期化してしまう。

2 調停委員に求められる技能について

傾聴の技能が必要という前提が共通認識として確認され，さらに，多種多様な類型の紛争の解決が求められる民事調停においては，幅広い知識に加え，調停を運営するに当たっての様々な技能等が必要であるといった意見が紹介された。また，各技能を向上させるためには，実際の事件処理を通じた経験を積むことが重要である等の意見が紹介された。その具体的な内容は次のとおりである。

○ 傾聴は，調停の基本である。事件が複雑になるほど，傾聴の重要度も増すと思う。当事者が何を言いたいのか，紛争の原因や背景事

情を意識して聴くことが重要である。

○　傾聴の技能は大切であるが，それに加えて，調整の能力や計画的に調停を進めていく能力も重要であり，研修を通じて学ぶ必要がある。また，新任調停委員は，相調停委員とのやりとりを通じて，これらの技能を直接的に習得することができる。

○　傾聴後の質問の仕方にも工夫が必要である。当事者が感情的にならず，冷静に話しやすい質問をすることが重要である。平易な言葉遣いだけでなく，専門用語を用いた質問をすることも場面によっては有効である。

○　民事調停は，事情が込み入った複雑な事案の申立てもあり，争点が細かくなることが多い。また，建築，医療，介護などについては，その分野の知識がないと，円滑な調停運営が難しい。傾聴と人間関係調整だけで対応できる事件は数少ない。法的知識をはじめとする幅広い知識を持つことが重要である。

○　当事者双方に代理人がいる事件は，審理期間が延びる傾向にあり，調停委員会によるマネジメントが大切である。当該調停期日における問題点や次回期日に向けた準備について期日ごとに当事者に認識してもらう工夫がポイントである。

○　約１０年前は，在任期間が概ね７年から１０年程度であったところ，現在は，定年年齢延長等の影響で，在任期間が四，五年程度になっている。育成期間を考慮した研修やＯＪＴの質的な変化を意識する必要がある。

第２　調停委員が必要な技能向上を図る方策について

１　経験の浅い調停委員に対する，オン・ザ・ジョブ・トレーニング（ＯＪＴ）に際して，経験豊富な調停委員に求められる役割について

ＯＪＴは，調停主任裁判官や相調停委員が意識的に取り組むことで

より効果が上がるものであることから，各庁において評議の活用を重視していることがうかがわれた。また，評議以外においても，関係職員が経験の浅い調停委員に対してＯＪＴを実施することを明確に共有して取り組んでいるといった意見が紹介された。その具体的な内容は次のとおりである。

(1) 評議の活用

ア 期日全件に，調停主任裁判官が立ち会っている庁

○ 評議が技能向上にとって貴重な役割を果たしており，ＯＪＴとしての効果が大きいと感じている。そのため，特に，経験の浅い調停委員が調停委員会の構成に入った際には，数多く評議を実施し，意見を述べる機会を与えるようにしている。

イ 期日全件に，調停主任裁判官が立ち会っていない庁

○ 調停主任裁判官が，調停期日の前に必ず控室に来て打ち合わせを行っており，認識共有等に非常に有益であると感じている。

○ 事前評議及び事後評議を全件行っている。それを補完する意味も含め，経験の豊富な調停委員複数名を新任調停委員の指導役として選び，ノウハウを伝えている。また，調停技法だけでなく，事件処理の中で生じた疑問等についても，時間をとって丁寧に説明等している。

(2) 評議以外の場面での取組

○ 初めて調停に臨む調停委員と組む際には，なるべく時間をとって，経験に基づく対応事例を紹介するなどして調停委員同士でコミュニケーションを図るよう努めている。

○ 新任調停委員に対しては，調停見学会を実施している。その際には，事件を担当する調停委員に対して「この見学会は，新任調停委員に対するＯＪＴの意味合いを含んでいる。」と明確に伝え，

指導を依頼している。

また，調停主任裁判官にも，新任調停委員に対するＯＪＴの機会であることを新任調停委員本人や事件を担当する調停委員に明確に伝えるよう書記官室から依頼している。

○　新任調停委員に対しては，最初に調停傍聴の機会が与えられているが，それに加えて，半年程度は，調停傍聴の機会が複数あるとよい。調停に対する姿勢や考え方などについて，先輩調停委員を通じて学ぶ機会になると思う。

○　先輩調停委員の調停の進め方を見ることで技能を高めることができる。経験の浅い時期に，経験の豊富な調停委員と連続して数件の事件を担当したが，その経験が自分の調停委員としての基礎を作ったと思う。

2　研修の企画・実施に関する実践例及び望まれる工夫例について

ＯＪＴを補完する各庁の研修は，①最高裁が各庁に委嘱している研修，②各庁が主催する研修及び③調停協会の主催する研修に分類されるところ，調停委員においてこれらの研修を通じて，効果的に技能向上を図るため，研修テーマについては，調停委員に対するアンケートによる希望調査を実施したり，法改正にあわせたテーマ選定をしたりしているといった工夫例が紹介された。また，調停委員全体の技能向上を図るためにも研修参加者の固定化は避けるべきであることから，スケジュールの事前周知や参加人数などについての工夫例が紹介された。その他，新任調停委員に対する研修の工夫例も紹介された。その具体的な内容は次のとおりである。

(1)　研修テーマの選定方法について

○　調停協会で研修委員会を立ち上げ，研修テーマについてのアンケートを実施するほか，事前に計画を立案して理事会に報告する

などの工夫をしている。最近では民法改正への関心が高かった。

○　裁判所から一年間の研修予定を示してもらい，調停協会主催の研修の日程や内容が裁判所主催の研修と重ならないように工夫している。また，年に２回，裁判所との意見交換会も行っており，テーマについても，裁判所と調整をしながら選択している。

○　新型コロナウイルス感染症の影響もあり，研修の開催方法を工夫した。具体的には，今年度中に民法改正をテーマに，ＺＯＯＭを利用したオンライン研修を実施する予定である。また，研修の内容を録画し，研修に参加しなかった調停委員にもメールで送付する予定である。

○　新型コロナウイルス感染症の感染拡大前は，講義タイプと，模擬調停タイプの研修を半々の割合で実施していた。講義タイプの研修は，民法改正等を始めとする知識付与型が多く評判もよかった。模擬調停タイプの研修は，経験豊富な調停委員が，調停委員の資質向上も意識して当事者役を演じている。

(2)　研修参加者の固定化を防ぎ，幅広い参加者を確保する方法について

○　従前は，研修実施について，調停委員控室の掲示板を通じた周知を行ってきたが，事件数の減少に伴い，調停委員が調停委員控室を訪れる機会が減っており，周知が困難となっている。メールやホームページ掲載を活用しているが，なかなか浸透しない。

○　「金曜セミナー」と銘打って，年に１０回，調停協会主催の研修を行っている。毎月第３金曜日の開催としているため，調停委員が予定を立てやすいというメリットがある。

○　大規模な研修会では参加者が固定化してしまうと感じられたことから，少人数単位での勉強会を行っている。少人数単位だと，

人間関係が濃密になることから，議論や情報交換が活発になるといった効果があり，参加者も多い。

○　新型コロナウイルス感染症の関係で研修会場の確保等が難しくなっていたため，研修の企画や裁判所会議室の借用などについて裁判所に相談したところ，柔軟に対応してもらうことができた。

(3)　新任調停委員に対する研修の工夫例

○　行政機関向けの調停制度の説明会で実施している模擬調停を新任調停委員にも見学してもらっている。

3　裁判所と調停協会の連携について

より効果的な研修を実施するためには，裁判所と調停協会の連携が重要であることに異論はなく，企画の段階から小まめに情報共有を図ることが重要であるとの意見が紹介された。その具体的な内容は次のとおりである。

○　毎年２月下旬頃に，次年度の調停協会主催の研修について裁判所と打合せを行い，裁判所主催の研修と開催時期，テーマ及び講師等が重複しないように調整している。また，裁判所と調停協会の共同開催の研修も企画し，実施している。

○　調停協会主催の研修は，裁判官を講師として招くほか，裁判官や書記官に意見を求めたりしながら研修資料を作成している。また，昨年，交通事件の調停ガイドブックの全面改訂を行ったが，その際にも，裁判官らに助言してもらった。

○　例年秋頃に裁判所と調停運営懇談会を開催していたが，昨年度からは，より率直な意見交換をするために，３か月に１回程度，昼休みの時間帯を利用して，３０分程度のランチタイムミーティングを実施している。

○　従前は，調停協会が年合計１２回の研修会を実施していたが，会

員の数が多く準備に負担があったことから，研修を裁判所と調停協会の共催とするという整理をした。裁判所に対しては，取り上げてもらいたい研修テーマを伝える等している。

第3　参列員コメント

協議全体を踏まえた参列員等のコメントは，次のとおりである。

1　本日の議論を通じて紹介された問題意識は，地裁にも重なる部分が多いと感じた。

事件の質の点については，地裁では，申立人が数百人規模であるとか，大企業間の事件が調停事件として申し立てられることがある。手続が公開されないということを理由に調停手続が選択されているようであるが，その内容は訴訟と大差ないと感じている。各事件に応じた事件処理の在り方については，問題意識を持って取り組んでいく必要がある。

ＯＪＴについては，地裁では，調停主任裁判官が全件に立ち会っており，評議では役割分担について，しっかり話をするよう努めている。また，研修の実施については，最近は新型コロナウイルス感染症の影響がある中でも，できるものからやるという方針で取り組んでいる。

2　ＯＪＴについては，従前，「現場で，見て，学べ」という手法であったが，最近は，調停主任裁判官及び先輩調停委員に，新任調停委員を指導育成するとの認識を明確に持ってＯＪＴに臨んでもらっている。指導育成に関する留意事項の共有化にも取り組んでおり，関係職員や調停協会の意見もうかがいながら，効果的なＯＪＴを実施していきたい。

3　書記官の一般的な職務は，裁判所法に規定されているところ，調停手続における書記官は，一般的な職務とは別に，円滑な調停運営を確保する上で，重要な役割を果たす責務があると考えている。すなわち，

書記官がこれまでに培ってきた，法律知識や実務経験，具体的には，訴訟手続，執行手続，破産手続といった各種手続等の知識や経験を調停手続の中でも活用していく機会があってしかるべきであると考えている。調停委員の皆様には，書記官に対して遠慮なく声を掛けていただきたい。期日間における進行管理だけでなく，評議を深める上で，書記官を積極的に活用してもらえれば，より円滑な調停運営の実現だけでなく，書記官自身のやりがいにもつながると考えている。

家事分野

本協議会では，合理的かつ充実した調停運営を目指して，調停の本質・利点や利用者のニーズに根差した新たな調停運営の在り方及びその実現のために調停委員が果たすべき役割について協議がされた。その概要は，以下のとおりである。

第１　新型コロナウイルス感染症の感染拡大を一つの契機とした調停運営の在り方の変化とそれに対する調停委員としての受け止めについて

１　協議会では，まず，新型コロナウイルス感染症の感染拡大を一つの契機として，調停の本質・利点に立ち返り，より良い調停運営の在り方を検討し，実践しようとする各庁の取組（以下「本取組」という。）についての調停委員の視点からの受け止めに関し，意見交換が行われた。

２　協議員からは，以下のような積極的な受け止めが多く示された。

○　まずは三密回避の観点から，期日時間の短縮を検討せざるを得なかったが，これを克服しようとすることが一つのきっかけとなって，調停期日における時間配分をより意識するようになった。より効果的・効率的な調停運営を目指すことにつながっていると感じている。その期日の優先事項やポイントをはっきりさせることを心がけ，当事者ともこれを共有して，当事者にとっても主体的な調停となることを目指している。

○　３枠制の導入で，１日当たりより多くの事件を扱うことが可能となり，利用者の利便性を向上させられたのではないかと考えている。午後３時開始の３枠目については，利用者から，午前の勤務を済ませた上で調停に参加できると好意的に受け止められている。

○　期日自体の時間は短くなることから，期日間準備が重要な要素となっている。次回期日の充実のために，次回期日までに準備・検討

すべきこと等について，調停委員会がイニシアチブをとりつつ，当事者も巻き込む形で具体的な計画を立てるようにしており，当事者自身にも主体的に考えてもらうことで，手続・結果に対する納得にもつながっているのではないかと考えている。また，期日間の主張書面の提出を促すことも増えたが，当事者双方が事前に相手の主張を把握して検討し，進行を予測した上で期日に臨むことで，充実した調停運営につながっている。

○　期日時間の短縮や午後２枠制の導入については，当初とまどいもあったが，新型コロナウイルス感染症の影響により期日間隔が一層長期化する中で，当事者の不満を直接受け止める立場の調停委員として，現状のままではいけないという問題意識を持っていたことから，まずはやってみようという発想で取り組んでいる。当事者の話を十分傾聴することとの両立という課題について，裁判官等と協議し，初回期日については長めの時間設定とすることで運用を始める予定である。また，電話会議についても積極的に活用されている。

○　評議待ちによる当事者の負担を避ける必要があるという問題意識は，かねてから調停委員も裁判所も共通して持っていたところであり，この機に事前評議や書面評議の活用・充実等を進めようとしている。書面評議で，期日に係る裁判官の指示事項を明示的に確認することができ，また次回期日に向けた調停委員からの質問事項を記載しておくことで，裁判官からもきちんと書面で回答が得られるため，調停を進める上で効果が大きい。評議待ちで当事者を待たせることがない点でも，調停委員に好評である。

3(1)　他方で，協議員からは，以下のような懸念や悩み，不安を指摘する意見も複数あった。

○　初回期日等，当事者がどうしても言いたいことが多数ある場合

もあり，時間的な制約や時間管理の意識を持つことと，当事者の心情を丁寧に受け止めるという調停ならではの良さや当事者の言い分をじっくり聴くこととの両立・兼ね合いは悩ましい。調停期日の時間が短くなったことに対する当事者の不満の声を耳にすることもあり，悩みながら手続を進めている。

○　調停手続では，当事者本人が自ら期日に出席し，自分の考えや思いを直接裁判所（調停委員会）に伝えて手続が進められていくところに，プロセスとして当事者の納得を得られる重要なポイントがあるのではないかと考えており，聴く時間・話す時間が短くなることで，調停の良さが失われるのではないかとの懸念がある。

○　電話会議の活用についても，当事者の状況が見えない中で手続を進めることへの不安感がある。

(2)　調停委員に対する事前アンケートにおいても，本取組に対する期待も多く述べられた一方で，事情聴取の場面等における手続の充実と効率性の両立の難しさや，実現可能性についての懐疑的な見方，具体的にどうすればよいか分からないといったとまどい等，本取組に対する懸念や不安も散見され，本取組についての現時点での受け止めにはなお幅があることがうかがわれた。

4　参列員からは，新型コロナウイルス感染症の感染拡大は，裁判官にとっても，調停とは何かを考え直す大きなきっかけとなった，緊急事態宣言対応として行った措置を宣言解除後も維持するかを議論する中で，期日時間に目標を設定する等の対策には，実は感染症対策という一時的な方策以上の意義があるとの気付きや，従前午前いっぱい午後いっぱいという形で問題意識なく行われていた期日運営についても，これが本当に利用者のためになっていたのか，もっとできることがあったのではないかといった本質的な問題意識・議論に発展していった

こと等が紹介された。また，調停委員と協力しつつ調停の本質に立ち返って考える機会となっていることを評価する指摘のほか，調停期日に立ち会う家裁調査官の立場から，実際の事件では，当事者が感情的になっていたり，話がまとまりを欠く等，想定どおりに聴取を進めることが難しい場合も多く，調停委員の苦労はよく理解できるとした上で，他方で待たされる側の当事者からの不満も聞こえてくるところであり，やはり時間管理の意識は重要である，家裁調査官調査も同様の課題を抱えており，傾聴や共感的理解を維持しつつ限られた時間をいかに有効活用するかが問われていると思うとの指摘があった。その上で，一層の充実・真の改善につなげていくためには，本取組の趣旨・目的・内容等について，調停委員を含むすべての関係職種が十分に意見交換・認識共有を行い，協働して本取組を進めていくことが重要である旨の指摘がされた。

第2　調停の本質・利点や利用者のニーズについて

1　協議員からは，概要以下のような意見があった。

○　当事者が「勝ち負け」ではないところで主体的に歩み寄って柔軟な解決を図り，調停委員会がこれをサポートする点に，調停の本質的なメリットがあると考える。例えば面会交流事件では，長期間にわたる取組となることからしても，合意の内容（面会交流の条件等）は誰かが一方的に決めるのではなく，当事者双方の納得・合意によって進められていくことが，当事者にとっても子にとっても大変重要であり，調停による解決のメリットは極めて大きい。

○　厳密な事実認定を行えばかえって争いが先鋭化したり，時間を要することになる場合もあるが，そのような事実認定を回避しつつ紛争の解決に至ることができる点に調停特有の利点がある。

○　近時，利用者のニーズは多様化している。当事者のみでは決めき

れないが故に，的確な判断を期待できる公平な第三者の助言や意見を踏まえて決めたいというニーズもある。権利意識の強まりとともに，自らの主張にこだわり，相手方の主張を聞き入れにくくなっている場合もある。事実認定についても，むしろ一定の事実認定の上で的確な法的判断を示してもらい，これに従いたいとのニーズもある。その事案における当事者のニーズがどこにあるか，しっかりアンテナを立てて見極めることも重要である。一般的・標準的な法的考え方や判断，別の視点等を示唆してもらえることも当事者にとってメリットなのではないか。

○　調停に対するニーズとしては，迅速，適正，納得が挙げられると考える。事案に応じ，例えば婚姻費用や養育費に係る紛争等いわゆる経済事案については，特に迅速に公平・公正な結論を得られることに対するニーズが高まっている。他方，子の監護を巡る問題等については，当事者間の葛藤が強い場合でも，公平中立な裁判所が直接冷静に十分話を聴くことで，適正なプロセスに従って，当事者の紛争解決意欲を引き出し，主体的な紛争解決を可能とすることが求められていると感じる。

○　調停におけるウェブ会議の試行の報に触れ，驚くとともに，当事者の出頭の負担を軽減するものであり，これからの時代の利用者のニーズに応えるものではないかと感じた。

2　参列員からは，書記官室に聞こえてくる裁判所外からの反応として，新型コロナウイルス感染症感染拡大の中での来庁や長時間にわたる手続についての当事者の抵抗感，期日間隔や審理期間の長期化に対する不満のほか，午後２枠目の設定に関しては，期日調整が円滑になったとして歓迎する声と同時に，聴取時間の制約による満足度の低下を懸念する声，期日の充実に向けた期日間の書面提出の取組や当事者に対

する説明の充実等に関しては，手続代理人として果たすべき役割についての自覚を表明する声もある等の紹介がされた。また，当事者のニーズは，事件類型や事案により多様であり，求める解決も異なること，時代と共に変化する部分もあること，経済事案等を中心に近時迅速性を求める当事者も増加していると感じられること等から，何を優先し，どこに時間をかけるべきか等をしっかり見極めながら調停を進めていく必要があるが，関係職種がそれぞれの役割・強みを発揮し，連携して取り組むことで，調停では様々な知恵が得られるのであり，関係職種間での議論・連携が重要である，調停の在り方全般についても，各職種が異なる視点・立場から議論し，共有できた理念を具体的な事務の在り方に落とし込んでいくことが理想であるとの指摘がされた。

第３　調停の本質・利点や利用者のニーズを踏まえた合理的かつ充実した事情聴取・調整の在り方，課題，克服策等について

１　調停手続における「傾聴」の意義・目的とその具体的内容

⑴　調停手続における「傾聴」の意義・目的については，当事者の思いを受け止めることを通じて当事者との信頼関係を醸成し，手続や結果に対する納得性を高めること，当事者から紛争解決に必要な情報を取得すると同時に，当事者自身が自らの感情や言い分等を客観的に整理し，課題と向き合う過程とすることで，当事者が主体的に解決する力を引き出すこと等とする意見が多く示された。そしてこれを実現するためには，当事者の話を単に「聴く」のではなく，適時に適切な質問を投げかけ，或いは当事者の言い分を紛争解決に必要な形に整理・要約して当事者に示し，当事者の主体的な気付きにつなげる等の能動的な働きかけが求められるとの意見が多く出された。

⑵　協議員からは，概要以下のような意見があった。

○　一般的な「傾聴」は，まさに耳を傾けることであるが，調停における「傾聴」は，当事者の思いを受け止めることを通して，当事者との信頼関係を構築すること，そして当事者自身が，言葉にすることを通して，自らの主張を整理し，気付きを得る過程であると思う。

○　当初は混乱して自身の問題や気持ちをまとめて話すことが難しい当事者も少なくないが，調停委員が話を聴いていく中で，どこにこだわりがあり，何を守りたいと思っているのか，当事者自身が気づいていけることが重要であり，調停委員は，そのような目的意識を持って，当事者のニーズを見極めながら，当事者の話を整理し，気付きを促していく，調停における傾聴は，そうした働きかけの部分を含むものであると思う。

○　きちんと話を聴いてくれる存在であると思ってもらえることで，今度はこちらの話にも耳を傾けてもらえる。「きちんと伝えられた」と思ってもらえれば，その上で示される調停案は解決のきっかけとなり得る。傾聴は，そのような過程を作る，ある意味で戦略的なものであると思う。

○　単に法的評価を一方的に示すのではなく，「当事者とともに考えていく」過程であることが大切で，事実の評価についても，調停委員としては一定の方向性を持ちつつ，ソクラテスメソッドで異なる見方等も投げかけながら当事者と対話する，それを通じて当事者自身に気づいてもらう，それが傾聴であり，家事調停では特にそのような過程が必要であると思う。

○　カウンセリングのようにすべて肯定的に「受け止める」ということではなく，当事者の抱える「課題」に調停委員と当事者が共に「気づいていく」場であることが重要であると考えている。当

事者に，現状に至る節目となった出来事をいくつかピックアップしてもらうことで，現状に至る経緯や理由を浮き彫りにし，「伝えたいこと」を具体的な選択肢を示して質問する等して当事者の気持ちを引き出していくことを心掛けている。

○　調停における傾聴は，当事者の話を聴くとともに，調停委員会側の考えもきちんと伝えていくということではないか。当事者から，望んでいる解決やその方法を引き出すと同時に，調停でできること，できないこともしっかり伝えていく必要がある。

「だめなものはだめ」な場合もあるのであり，厳しい判断の見通しを示すことも傾聴に含まれることを実感した事例がある。

○　調停の進行状況等に応じても，傾聴は様々な形があり得る。手続の初期段階では，混乱して整理した形で話すことが難しい当事者もあり，信頼関係の醸成の観点からも丁寧な聴取が重要であるが，その後は，必要な情報の取得を意識した聴取に切り替える必要がある。

対立点の概要が明らかになったところで，当事者双方から，できるだけテンポよく相手の考えを知り，それを踏まえた対応を考えたいと調整に前向きな姿勢が示されたケースでは，１５分程度の間隔で当事者を交替させて，さらに論点を絞り込んでいき，相手方聴取の間に考えを整理しておいてもらうようにすることによって，スムーズに充実した手続進行を実現できた経験もある。

○　傾聴の結果，「言いたいこと」を要約し，問題点をはっきりさせていくことが肝心である。これによって自ずと方向性も見えてくるし，そうでなければ，同じ話の繰り返しになり，前進しない。

○　主張の可視化も重要なポイントである。聴取の結果を踏まえて当事者双方の主張をヌーボードに整理して記載することで，それ

ぞれの主張を確認してもらうとともに，あなたの主張をしっかり聞いてここに整理していますよということを理解してもらう，これ自体が一種の「傾聴」であると思う。同時に，一覧化することで，相手方の主張もきちんと知らせ，理解してもらう。整理してみれば実は対立点はシンプルで，それ以外は概ね合意できていることが明確になり，そこから大きく解決に向けて前進することも少なくない。聞くだけではなく，伝えていくことも重要であると思う。

○　遺産分割や婚姻費用分担等比較的法的判断の枠組みや帰結が明らかな事案については，傾聴を踏まえて解決に向けて収斂していくイメージを持ちやすいが，面会交流等の事案は難しい。解決には様々な事情を考慮する必要があり，法的判断のみでは割り切れないし，判断枠組自体も遺産分割等のように一定の帰結が見通せるような分かりやすいものがあるわけではない。そのような事案では，関係職種が総力を挙げて協働し，諦めずに人間関係を作っていくしかないというようなところもあるのではないか。

○　効果的な傾聴には，関係職種，すなわち裁判官，書記官，家裁調査官との役割分担をうまく生かしたチームプレーも有効である。

○　（協議員から，当事者が争点との関係に乏しい話に終始してしまう場合の対応に苦慮しているとの投げかけがあったのに対し，）

・　感情がネックになっている場合が難しいが，感情自体も「傾聴」の対象になるのではないか。聴き取った「思い」を要約し，これをどう解決するかを共に考え，当事者自身が気付きを得られるよう支援することを心がけている。

・　法律相談を受けてみることを勧める等，当事者に，自身の言い分がどの程度一般的に通用するのかを客観的に把握してもら

うことも有効ではないか。

(3)ア　参列員からは，家裁調査官調査との類似点等も踏まえて，要旨以下のような紹介があった。

「傾聴」は，「聴くこと」「整理させること」「直面させること」等の過程を繰り返していくものであると考えられる。その具体的な在り方は，例えば家裁調査官調査であれば，調査の目的等によって異なることになり，調停の進め方も，上記過程を前提に，そこに事案の性質等も加味しながら，具体的に運営イメージを考えていくことになるのではないか。

また，家裁調査官調査においても，当事者には悩んでいること，困っていることを聴いてほしいというニーズがあるが，自分の話したことが解決にどうつながるのかがきちんと整理できていないと話が冗長になりがちであり，調査官として，当事者がこれを整理できるようにきちんと枠づけすること，当事者に，どのような理由でどのようなことを聴く必要があるのかを予め説明し，安心して話してもらうことが重要である。そのためにも調査の対象・目的に応じて調査内容や所要時間を含むスケジュール感を十分検討し，当事者に説明した上で調査に臨んでいる。

イ　また，期日時間の短縮に際し裁判官同士で議論したところとして，以下のような紹介等がされた。

本意でない結論となる当事者にも「傾聴」と受け止めてもらえるような，納得が得られる調停とするためには何が必要なのかという発想で考えてみると，司法機関として，その当事者が置かれている状況，調停で提示可能な解決の選択肢，調停が不成立となった場合のその後の見通しや必要となる対応等について，事案や当事者の状況等にも応じて時に厳しく，時に柔軟に当事者に示し

た上で，当事者自身が主体的に解決できるよう寄り添っていくことが重要なのではないか。そうすると，調停委員会としては，まずは，主体的決断に必要となる上記のような情報を的確に当事者に提供すること，そのために当事者から必要な情報をしっかり引き出すことが必要であり，提出されたものをしっかり読み込み，事案や当事者が「引っかかっていること」を十分把握して調停に臨むべきことはもちろんであるが，同時に，この過程を当事者に「傾聴」と受け止めてもらえるような工夫が重要であり，手続の進行状況や当事者の個性等にもよるものの，時間をかけるべき部分とそうでない部分（仮に時間をかけても，手続が空転するのみでいずれの当事者にとっても良い時間とならない部分）のメリハリを意識した事情聴取の内容・程度，時間のかけ方等を工夫すること，例えば，上記の各部分に応じて時間のかけ方にメリハリをつける，ポイントを押さえて切り取って宿題を出す等の工夫も考えられる。実際の具体化は難題であるが，何を目指してメリハリをつけるのかが重要であり，裁判官ともよく協議していただくことが大切と思う。

調停の本質は紛争解決にあり，「傾聴」そのものにあるわけではないことからすると，当事者が一方的に自らの主張を繰り返すことに終始してしまい，事情聴取の継続が必ずしも紛争解決につながらないような場合には，紛争の解決という調停の本質に照らせば，むしろ審判や人事訴訟といった司法判断による紛争解決の枠組みに載せていく進行に切り替えていかなければならないケースもあると考えられる。その場合でも，より柔軟な解決が可能となる調停に代わる審判を活用することも考えられる。

2　各庁における的確で効果的な事情聴取・調整の実現のための具体的

な取組

合理的で充実したメリハリのある事情聴取・調整を実現する上で，研修の重要性が改めて確認され，調停委員が作成する経過メモに関し，ある庁からは，調停委員が記載した疑問点や意見に対して，裁判官が丁寧に回答してくれており，重要なＯＪＴの機会ともなっているとの指摘がある一方で，他の庁からは，裁判官からは単に確認した旨しか記載されない場合もあるなど，裁判官において十分な記載がなされていないとの指摘もあり，参列員からは，合理的で充実したメリハリのある調停運営の実現のためには裁判官側の意識改革も必要である旨の指摘があった。また，調停協会独自のＯＪＴの取組として，新型コロナウイルス感染症の影響により，調停委員同士が控室で気軽に相談できなくなったことに対する代替策として，新任の調停委員に対し，事件処理等に悩んだ際に相談できる調停委員を紹介し，相談しやすい体制を設けているという取組の紹介もあった。

その上で，調停委員を含めた関係職種が，調停の本質・利点や利用者のニーズに関する議論を通じて，より良い調停運営の実現に向けた共通の問題意識を持ち，それぞれの専門性や強みを発揮しながら，そこで実現すべき具体的な調停運営の姿を議論し，連携を図りつつこれを工夫・実現していくことの重要性と，その際には，調停委員が調停手続のフロントラインに立つ立場から積極的に参加，提言していくことが重要であることが共有された。